

平成 3 1 年度

事業計画書

学校法人 相山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」と本年度の方針	1
I.	平成31年度事業計画を策定するにあたって	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校・学部・学科等の概要	2
II.	沿革	3
III.	平成31年度の重点事項	4
IV.	事務局	5
V.	保育園	9
VI.	センター等	11
3	相山女学園大学に関する事項	15
I.	相山女学園大学中期計画	15
II.	教育事業	16
III.	学生生活支援	23
IV.	研究事業	25
V.	国際交流	26
VI.	学術情報	27
VII.	社会貢献・連携事業	29
VIII.	学生募集・入試改革	31
IX.	管理運営	32
4	相山女学園高等学校・中学校に関する事項	33
I.	平成31年度の基本方針	33
II.	教育活動	33
III.	生徒指導	34
IV.	進路指導	34
V.	キャリア教育	35
VI.	安全管理	35
VII.	保健管理	35
VIII.	職員研修	36
IX.	保護者・地域住民等との連携・協力活動	36
X.	施設・設備	36
XI.	図書館活動	36
XII.	生徒募集計画	37

5 相山女学園大学附属小学校に関する事項	38
I. 平成31年度の基本方針.....	38
II. 教育活動.....	38
III. 生活指導.....	39
IV. キャリア教育.....	40
V. 安全管理.....	40
VI. 保健管理.....	40
VII. 組織運営.....	40
VIII. 職員研修.....	40
IX. 学校評価.....	41
X. 保護者・地域住民等との連携.....	41
XI. 施設・設備.....	41
XII. 児童募集計画.....	41
6 相山女学園大学附属幼稚園に関する事項	42
I. 平成31年度の基本方針.....	42
II. 教育目標・教育課程.....	42
III. 安全管理・保健管理.....	43
IV. 保護者との連携.....	44
V. 地域への開放・発信・連携.....	44
VI. 教育相談体制.....	45
VII. 組織運営.....	45
VIII. 職員研修.....	45
IX. 施設・設備.....	45
X. 特別支援・連携.....	45
XI. 園児募集計画.....	46

1 教育理念「人間になろう」と本年度の方針

I. 平成31年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念「人間になろう」については、前理事長の椋山正弘が、「ひとを大切にできる」「ひとと支えあえる」「自らががんばれる」人間になることであると述べている。学園の事業の根幹である教育理念について、ここに詳説する。

今日、我々が謳歌しているような豊かな生活は、人間だけが創り出し人間だけが享受しているが、飢餓に苦しんでいる人々が多くいるのも事実である。さらに、人間は様々な危機に脅かされてもいる。他方、身体的にも精神的にも、不幸な状況におかれている例も少なくない。第一の「ひとを大切にできる人間」とは、そうした人間性の喪失状況から人間性を創り出し、人間尊重のヒューマニズムを創造する人間である。

第二の「ひとと支えあえる人間」とは、人と人との協力とつながりを重視する人間である。元来、人間は互いにつながりを持ち支えあって生きてきたが、社会の都市化が進行するとともに孤立する傾向も顕著になりつつある。東日本大震災を始めとする数々の災害の後に見直されたこともあるが、今こそ私たちがめざすのは、人類の協調及び連帯を大事にする人間である。

第三に、「自らががんばれる人間」とは、自らが自主的に「なろう」とする決意表明をする人間をいう。本学園は「前畑ががんばれ」の声援にこたえてがんばり、世界一を達成した前畑秀子の偉業を伝統に持つ学園である。一般的には、私たちは教育的な営みの中で自ら学習していかなければ人間になることはできない。また、苦勞して考え達成できた時の喜びは、真の生きがいである。そして、生きがいを獲得した人間は、人に対する思いやりを備えた人間性豊かな「人間になる」ことができる。

「人間になろう」という教育理念は、単に精神的な修養を目標とするのではなく、人間性の復権、人類の協力と連帯をめざす人間、「人間」という目標に向かって自らが実践する主体性を持つ人間をめざして、はじめて意義をもつ。このような普遍的な理念を念頭に置き、特に以下の5点の基本方針を掲げて事業を行う。

- ①「学士力」「就業力」「社会人基礎力」等時代に合った人材育成を進めていくが、学園の教育理念「人間になろう」を引き続き堅持し、さらにその具現化を図る。
- ②女子教育の今日的意義を明確にしなが、幼稚園、こども園、保育園を除き女子教育を堅持する。
- ③女子総合学園、女子総合大学のメリットを活かす教育を行い、教育並びに研究の充実を図る。
- ④少子化に対応できる積極的な経営を貫いて健全な財政を樹立し、経営の安定化を図る。
- ⑤教職員の力が発揮されることを図り、一体感のある風通しの良い学園運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

1. 設置する学校・学部・学科等の概要

椋山女学園大学

(平成31年4月1日現在)

	学部・研究科	学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	
椋山女学園大学・大学院	生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）	6	—	12	
		生活環境学専攻（修士課程）	6	—	12	
		人間生活科学専攻（博士後期課程）	3	—	9	
		研究科計	15	—	33	
	人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20	—	40	
		研究科計	20	—	40	
	現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5	—	10	
		研究科計	5	—	10	
	教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6	—	12	
		研究科計	6	—	12	
	大学院計			46	—	95
	生活科学部	管理栄養学科	120	—	480	
		生活環境デザイン学科	132	2年次 2 3年次 3	545	
		学部計	252	2年次 2 3年次 3	1,025	
	国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	115	3年次 10	465	
		表現文化学科	95	3年次 10	400	
		学部計	210	3年次 20	865	
	人間関係学部	人間関係学科	110	3年次 8	466	
		心理学科	110	2年次 2 3年次 5	445	
		学部計	220	3年次 16	911	
	文化情報学部	文化情報学科	120	3年次 2	484	
		メディア情報学科	100	3年次 3	426	
		学部計	220	3年次 5	910	
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	170	—	680		
	学部計	170	—	680		
教育学部	子ども発達学科	170	2年次 2 3年次 3	682		
	学部計	170	2年次 2 3年次 3	682		
看護学部	看護学科	100	—	400		
	学部計	100	—	400		
大学計			1,342	—	5,473	
大学・大学院計			1,388	—	5,568	

※平成31年度は以下のとおり入学定員を変更。

人間関係学部心理学科：3年次編入学定員を8名から5名へ、第2年次編入学定員を0名から2名へ変更。

**栢山女学園高等学校、栢山女学園中学校、栢山女学園大学附属小学校、栢山女学園大学附属幼稚園、
栢山女学園大学附属栢山こども園、栢山女学園大学附属保育園**

(平成31年4月1日現在)

	収容定員
栢山女学園高等学校 (全日制課程普通科)	1,200
栢山女学園中学校	900
栢山女学園大学附属小学校	480
栢山女学園大学附属幼稚園	290
栢山女学園大学附属栢山こども園	120
栢山女学園大学附属保育園	30

II. 沿革

- 明治38 (1905) 年 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5 (1916) 年 栢山高等女学校併設設置認可
- 大正 6 (1917) 年 栢山高等女学校開校
- 大正12 (1923) 年 栢山第二高等女学校設立認可
- 大正13 (1924) 年 栢山第二高等女学校を開校 栢山高等女学校は、栢山第一高等女学校と改称
- 大正14 (1925) 年 名古屋裁縫女学校を栢山女学校と改称
- 昭和 4 (1929) 年 財団法人栢山女学園認可、栢山女子専門学校設立認可
- 昭和 5 (1930) 年 栢山女子専門学校開校
- 昭和 6 (1931) 年 栢山第二高等女学校を栢山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12 (1937) 年 栢山女子商業学校開校 (栢山女学校廃止)
- 昭和17 (1942) 年 栢山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22 (1947) 年 栢山中学校開校
- 昭和23 (1948) 年 栢山第一高等女学校、栢山女子専門学校附属高等女学校、栢山女子商業学校を栢山女学園
高等学校に組織変更 栢山中学校を栢山女学園中学校と改称
- 昭和24 (1949) 年 栢山女学園大学 (家政学部食物学科、被服学科) 開学
- 昭和25 (1950) 年 栢山女子専門学校附属幼稚園を栢山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26 (1951) 年 学校法人栢山女学園に組織変更認可
栢山女子専門学校廃止
- 昭和27 (1952) 年 栢山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43 (1968) 年 栢山女学園大学家政学部食物学科専攻分離 (食物学専攻、管理栄養士専攻)
- 昭和44 (1969) 年 栢山女学園大学短期大学部 (文学科) 開学
- 昭和47 (1972) 年 栢山女学園大学文学部 (国文学科、英文学科) 開設
- 昭和52 (1977) 年 栢山女学園大学大学院家政学研究科 (修士課程) 開設
- 昭和62 (1987) 年 栢山女学園大学人間関係学部 (人間関係学科) 開設
- 平成 2 (1990) 年 栢山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3 (1991) 年 栢山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設
同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英
米文学科にそれぞれ名称変更
- 平成 6 (1994) 年 栢山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止

平成 7 (1995) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
平成 9 (1997) 年	椋山人間栄養学研究センター開設 (平成16年まで)
平成11 (1999) 年	椋山女学園大学大学院家政学研究所を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
平成12 (2000) 年	椋山女学園大学大学院人間関係学研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科専攻分離 (食品栄養学専攻、管理栄養士専攻) 椋山女学園大学文化情報学部 (文化情報学科) 開設
平成13 (2001) 年	椋山女学園大学短期大学部閉学 オープンカレッジセンター開設
平成14 (2002) 年	椋山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻 (博士後期課程) 増設 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
平成15 (2003) 年	椋山女学園大学生生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更 椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組 椋山女学園大学生生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
平成17 (2005) 年	椋山女学園創立100周年 椋山人間学研究センター開設
平成19 (2007) 年	椋山女学園大学教育学部 (子ども発達学科) 開設 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更 椋山女学園大学生生活科学部生活社会科学科廃止 椋山女学園食育推進センター開設
平成21 (2009) 年	椋山女学園大学文学部廃止 椋山歴史文化館開設
平成22 (2010) 年	椋山女学園大学看護学部 (看護学科) 開設
平成23 (2011) 年	椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設
平成25 (2013) 年	椋山女学園高等学校の収容定員の変更 椋山女学園大学附属小学校の収容定員の変更
平成26 (2014) 年	椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止 椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学大学院教育学研究科 (修士課程) 開設
平成27 (2015) 年	椋山女学園大学附属保育園開設
平成31 (2019) 年	椋山女学園大学附属椋山こども園開設

Ⅲ. 平成31年度の重点事項

1. 椋山女学園大学附属椋山こども園の開設について

平成31年4月1日 (予定) に幼保連携型認定こども園の椋山女学園大学附属椋山こども園 (以下「椋山こども園」という。) を星が丘キャンパスに開設する。

椋山こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号) に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行う。

(1) 教育・保育理念

栢山女学園の教育理念「人間になろう」に基づき、人間形成の基礎を培い園児の健やかな成長にふさわしい環境を整え、園児の心身の発達を助長することを目指す。

(2) 教育・保育の目標

- ・心も体もしなやかでたくましい子ども
- ・意欲的に取り組み、やりとげようとする子ども
- ・思いやりがあり、自分も友達も大切にできる子ども
- ・主体的に環境に関わり夢中になって遊ぶ子ども
- ・のびのびと自己を表現する子ども

(3) 教育・保育の内容に関する全体計画

- ・健やかな心身を育てる保育
- ・子どもの人権を大切にする保育
- ・子どもも保護者も保育者も共に育ち合う保育
- ・異年齢との関わりを大切にする保育
- ・食育を推進する保育
- ・小学校への円滑な接続に向けた保育
- ・地域との関わりを大切にする保育
- ・大学との連携を通して、常に質の向上を図る保育

(4) その他

女子園児には卒園後、栢山女学園大学附属小学校への推薦入学制度を設ける。

2. 学士課程教育の質的転換を図るための大学改革を推進

平成25年4月以降、本学では学長のリーダーシップの下、学士課程教育の質的転換を図る検討委員会及び大学運営会議を中心に「栢山女学園大学中期計画」「栢山女学園大学における学士課程教育の質的転換のための改革アクションプラン」に基づく様々な教育改革を行ってきた。

平成31年度は、中期計画第2期計画に基づき、アクションプランの実行に当たって、大学運営会議を中心に、各学部教育内容検討会議や各種委員会、関係事務局等が連携協力しながら、各課題に対する具体的な行動目標・行動計画等をもとに、PDCAサイクルに基づき、大学改革をさらに加速させていく。

また、平成31年度も引き続き大学改革の検証と改善を進め、「私立大学等改革総合支援事業」等の競争的な補助金事業の採択を目指す。

IV. 事務局

1. 学園の社会的責任

本学園は、いつの時代も社会が求める教育を実践し、保育園から大学・大学院までを有する、女子総合学園として発展してきた。今後も、人材の育成及び学術研究の発展という教育研究機関としての役割と社会的責任を常に自覚し、教育研究活動の改善と充実のために不断の努力を続けることはもとより、安定した財政の下での運営、適切な情報開示等により、学園の質の保証と向上を図ることを重要な課題として位置づける。

(1) 教育の質的転換のための取組

我が国における教育の振興に関する総合計画である第3期教育振興基本計画（平成30年度～平成34年度）等により、教育行政の基本的方向性は明確に打ち出されており、本学園も、これらに基づき、幼児教育の充実、質の高い学びを実現する教育環境の整備、各学校段階における継続的なPDCAサイクルの確立等に必要な体制の整備を進めていく。

特に、大学においては、平成30年11月の中央教育審議会による答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等に見られるように、より高度な質的転換や教育の質保証が求められており、本学でもこれらに対応するため、「大学運営会議」を中心に学長のリーダーシップの下、「栢山女学園大学中期計画」及び「改革アクションプラン」を策

定し、教育改革を行うなど、教育の質的転換のための取組を進めて行く。平成31年度は、中期計画第2期（平成29年度～平成31年度）を柱にPDCAサイクルに基づく大学改革をさらに加速させていく。

また、各学校（園）間における連携協力関係を更に深め、0歳児から大学院生までが集う総合学園の強みを活かした教育研究活動を推進するための教育環境及び組織体制の整備を継続して行っていく。

（2）情報公開の取組

財務情報や教育情報等を始めとする本学園の情報については、これまでもホームページ等で積極的に情報開示を進めてきた。大学においては平成26年度に導入された「大学ポータル」を活用し、積極的に教育情報を公表している。平成31年度も引き続き学園、各学校（園）のホームページや大学ポータル、その他各種媒体を活用して積極的かつ分かりやすく学園の情報を開示し、より多くの方に学園の教育研究活動に対する理解を深めてもらうことで、社会への説明責任を果たしていく。

（3）法令遵守の取組

本学園では、法令等に基づく適切な管理運営を行うため、規程類の整備に努めている。

今後も関係法令の改正及び学内外の教育環境の変化に迅速かつ適切に対応するとともに、学園構成員が常に高い倫理観に基づき行動することができるよう諸規程の整備を図り、学園内の体制を整備していく。

2. IRに関する取組

平成24年度からIR（Institutional Research）機能を本学園に導入し、事務局に企画広報部IR室を設置した。事務局各課にIR室員を配置し、平成30年度は、学園に関わる各種データ及び情報を収集・分析した結果をまとめた『大学IRレポート vol.2』を発行した。平成31年度は、BI（Business Intelligence）ツールを導入し、定型レポート作成の簡便化を図り、学園の教育の質保証、経営等に資するための資料を執行部等に対して、より迅速に提示する。また、各部署の保有するデータの整備、蓄積、共有化を進め、IRシステムを組織的に構築し、学事運営に反映させる。そのため全職員がIR感覚を身につけ、科学的根拠に基づき考え、行動できるようIRの専門家を招いたSD研修を実施する（大学IR室と合同で開催）。

平成26年度から発足した教職協働の大学IR室では、主に教育の質保証に関するデータ（教育IR）の分析に当たっている。平成29年度以降は、大学教育及び大学生生活の効果測定の指標ともなる「学生総合満足度調査」を実施（新入生に対しては「大学教育及び大学生生活に対する意識調査（新入生用）」を実施）し、大学運営会議等関係会議に提示している。また、大学IR室員が3つのグループに分かれ、「入試区分別成績傾向」や「入学時資質と卒業時満足度」等の分析を行った。平成31年度は、前述の調査、分析を継続実施して経年比較するとともに、他大学とのベンチマークを行うため、お茶の水女子大学ほか16大学で実施するALCS学修行動比較調査への参加に向けた環境整備を進める。また、企画広報部IR室とも連携して大学経営に資するIRを目指し、室員の知識、スキルを高めるため、先進大学の視察やIR研修を実施する。

3. 人事・労務に関する計画

（1）業務運営の効率化

平成30年度は、各部署が作成する実働報告データと給与システムの接続の流れ等を整理するため、人事課内の給与計算体制を整備した。

平成31年度は、各部署が作成する給与計算に係る情報が毎月5日までに提出されるように情報作成方法の改善、教職員の勤務時間を適切に記録するための処理の効率化のための就業マネジメントシステムの検討、毎月配付の給与明細を廃止してスマートフォン等で給与明細が閲覧できる給与明細のWEB化の検討等、時代に即した業務の改善を進める。

（2）人材育成及びSD推進

平成30年度は、SD（Staff Development）活動推進のための環境整備、グローバル化のための研修計画策定、集合研修としてSD研修会（テーマ：ほめ達！で人も組織も活性化！）、グローバル研修会（テーマ：グローバル化と持続可能性に挑戦する世界の教育）の開催、愛知県私大事務局長会研修会への教職員派遣等を実施した。

平成31年度は、事務局SD委員会と大学FD委員会との連携、SD研修会及びグローバル研修会の開催、学外の研

修会への事務職員の派遣等を進める。

(3) 雇用管理の適正化

平成30年度は、労働契約法第18条に基づく無期転換対応、労働時間の適正把握、管理職への労務管理研修、心の健康づくり計画の策定、長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止対策、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の行動計画に基づく計画の実施を進めた。

平成31年度は、労働時間の適正把握、管理職への労務管理研修、長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止、労働基準法改正に伴う年5日の年次有給休暇の確実な取得対象となる職員への対応、平成32年度からの女性活躍推進法の行動計画の策定等を進める。

4. 広報活動計画

本学園の広報活動では、媒体選定において、ターゲットとなるステークホルダーに、本学からの情報が確実に届くことを重視している。予算的な制約もあり、数多くの媒体を利用できないため、最適な媒体を選定し、また、複数の媒体を合わせて、その相乗で効果的な結果が出るよう工夫している。平成31年度においても、広報費の有効な予算執行に努めたい。

広報展開は、学園及び各学校の特長をわかりやすく社会に伝えることで、その充実を図る。大学においては、平成28年度に開始した相高向けパンフレットの作成や高校3年生宛でのDM発送を継続し、引き続き学園の一貫教育を促進し強化する。また、メディア等が行う各種ランキングでの評価の向上を目指す。

学園広報では、社会に常に意識されている動きが学園及び各学校にあり、教育という学園本来の機能が常に活性化されているというイメージを形成していく。その上で細部にまで検討を加えることで上質さを表現していきたい。平成31年度は、学園総合案内の見直しを検討している。

各学校の広報では、各学校が毎年、志願者を新規に開拓し、出願者とするのが目的になる。同時に、合格者から入学者への定着率を上げていくことも目指している。受験者が出願する学校を決定する情報は、学校案内、学園の各サイト、オープンスクール/キャンパスで提供されており、広報課では、これらに関わる広報を充実し、本学各校の情報提供を図り、上記目的を達成したい。

とりわけ、タイムリーに情報を得ることができるサイトの充実には、欠くことができない。本学サイトは、平成27年度にリニューアルを行い、その利便性は向上している。これを更なる志願者獲得につなげていくため、本学のサイトへサイト利用者を誘導する仕掛けや仕組み作りを行っていく。また、「相山こども園」が開園となることを受け、公式サイトの運用を開始する。新コンテンツの追加予定はないが、ログ解析等を行い、より充実したサイト構築を目指す。大学では、平成28年度設置した合格者専用サイトのさらなる充実も図りたい。各学校にはそれぞれターゲットとする志願者層とエリアがある。広報効果が最大限生かせるよう、他部署とも連携していく。

5. 施設・設備計画

施設・設備の整備については、大規模修繕、中長期キャンパス整備計画、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模修繕

平成30年度に実施できなかった工事に加え、新たに発生した施設・設備の不具合の改修を中心に計画を見直し、以下の工事を実施する。

① 設備更新

老朽化により効率が悪くなった空調設備、給排水設備及び照明設備を更新することで、省エネ効果による公共料金や環境負荷の低減を見込む。

空調設備では、年次計画に基づき星が丘キャンパス、日進キャンパス及び山添キャンパスの空調機をエネルギー効率に優れた設備に更新する。給排水設備では、生活科学部棟温水ポンプ更新などを実施することにより設備維持を行う。照明設備では、国際コミュニケーション学部棟学生控室、日進キャンパス5号棟1階ロビー、大学会館コア棟、学園センターなどをLED化することで省エネ・長寿命・地球環境への配慮を行う。

② 外壁・漏水改修

教育学部棟やクリプトメリア館、日進キャンパス図書館などの漏水対策を実施する。また、各キャンパスの外壁塗装などを行うことにより施設維持、美観の回復を行う。

③ 内装改修

星が丘キャンパスでは、国際コミュニケーション学部棟学生控室の内装改修を行う。日進キャンパスでは5号棟1階ロビーの内装改修、山添キャンパスでは高中南館の床壁改修を行う。

(2) 中長期キャンパス整備計画

星が丘キャンパスの建物の将来配置と各建物の仕様を構想していく。併せて、建物の現状、特に劣化状況を調査し、中長期の建物修繕・長寿命化計画の作成及び建て替え時期の見極めを行う。

(3) 防災対策

保育園から大学・大学院までを有し、3つのキャンパスに分かれていることから、災害時には学園全体として機能するように体系的な対策を準備する必要がある。施設・設備面における計画として、以下の2点を実施する。

① 震災対策

平成26年度に実施した各建物における非構造部材の耐震診断の結果を基に、計画的な耐震改修を継続して実施する。

② 災害時用の備蓄品・非常食の整備

平成24年度に策定した計画をもとに、平成31年度も備蓄、整備を進める。

(4) 省エネルギー対策

省エネ法により、学園が「特定事業者」に、星が丘キャンパスが「第二種エネルギー工場等」に指定され、『電気、ガスのエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減』という目標が課されたことから継続的な取組が求められている。そのため、省エネ設備への計画的な更新とエネルギー消費実態の把握に加え、専門業者の知見を積極的に活用していくことで、継続的な省エネ活動を推進していく。また、日進キャンパスについても、平成27年度に導入が完了したエネルギー管理システム(EMS)による空調制御を活用し、導入前と比較して10%以上の省エネ化を目指す。

6. 財務計画

学園の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によれば、A3と正常状態の最下位となっている。また、平成30年度予算では、基本金組入前当年度収支差額を事業活動収入で除した事業活動収支差額比率は理想である10.0%に満たない6.1%となっており、平成29年度当初予算時の2%からは改善しているが、少子化の進行する今後の収支は予断を許さない状況である。

また、大学における入学定員充足率の厳格化により、大学の収入超過で、幼稚園から高等学校までの支出超過を賄うことが今後さらに厳しくなっていくことは必至であり、幼稚園から高等学校までにおいても教育面のみならず諸制度の更なる改革が急務である。

こうした状況下で、平成31年度には、理事長方針に基づく積極的な経営に即する事業、各部門の事業計画に基づく計画的な施設設備の改修事業を重視し、厳選して予算の編成を行うものとする。特に、大学の質的転換への対応や南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災への対応を行いつつ、将来必要となる校舎等建替整備資金に備えるための余力も確保することとする。

各学校等においては、新規事業として掲げる事業の精選及び継続事業として掲げる事業の仕分を実施し、物品の安易な買い替えや浪費といった冗費の削減にお一層努めるほか、各部門の経常費についても配分方法の見直しをさらに押し進める必要がある。

なお、①教育改革に要する経費、②一貫教育・連携教育に要する経費、③学園の発展・財政基盤の確立に積極かつ直接に寄与する企画に伴う経費、④学生生徒等の安全対策に要する経費を含め、学園として必要と認められる事業は、厳選して理事長裁定とするほか、補助金対象事業、寄付による事業、受託事業、収益を伴う事業及び科学研究費助成事業間接経費等の収入を前提とする事業については、別枠として裁定するものとする。

寄付金事業としては、在学生、職員、卒業生その他一般を対象として開始した「椋山女学園教育振興基金」及び書籍

の買い取り金額が本学への寄付となり、全額を本学学生の奨学金として役立てる学生支援プロジェクトとしての「椋山女学園大学古本募金」の募集を継続するほか、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、入学後の新入学生の保護者に対して継続して実施する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、更なる理解と協力を呼びかけていく。なお、平成30年度までの寄付金を原資として、平成31年度も引き続き施設設備・教育充実事業を実施する。その他、椋山女学園大学同窓会との連携による奨学金や施設設備等の充実を目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実を図る。

V. 保育園

1. 平成31年度の基本方針

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。この状況を踏まえ、子ども一人ひとりを大切に、子どもも保護者も安心できる保育園を目指すとともに、地域の子育て支援の場となるよう努めていく。

平成31年度も本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、人間形成の基礎を培い、乳児の健やかな成長にふさわしい環境を整えて、子どもの心身の発達を助長することを目指し、次の保育方針に基づいた保育を展開する。

- ①健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- ②人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- ③自己発揮（様々な体験を通して、興味や関心を持つ子どもに育てる。）
- ④道徳性（保育士との信頼関係のもと思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

2. 保育目標

(1) 各年齢の目標

- ①0歳児の目標
 - ・一人ひとりの生理的欲求を満たした生活リズムが整う。
 - ・遊びを通して五感の発達が育まれる。
- ②1歳児の目標
 - ・安定した生活の中で基本的な生活習慣の獲得を目指す。
 - ・一人遊びや探索活動を十分に楽しむ。
- ③2歳児の目標
 - ・基本的な生活習慣の確立を目指す。
 - ・自我の芽生えの中で、気持ちのぶつかり合いを通して友達との関わりがわかる。

(2) 保育の内容

①養護【生命の保持】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、適切な援助や応答的な関わりを通じて、人への基本的信頼関係が芽生えていくようにする。
 - ・子どもの発達過程に応じた生活リズムを作る。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされ、快適に生活できるようにする。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分満たされるようにする。

②養護【情緒の安定】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保育士等に見守られながら、安心安定した生活を送ることができる環境を整える。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・一人ひとりの子どもが安心感をもって過ごせるようにする。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・保育士等との安定した信頼関係のもとで子どもが自分の気持ちを表現できるように見守る。

③教育【健康】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・食欲、睡眠、排泄等の生理的欲求が満たされ、快適に過ごす。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・安全でゆったりした環境の中で、身体を十分に動かしたり、手指を使ったりした遊びを楽

しむ。

- ・身の回りの簡単なことを自分でしようとする。

(f) 2歳児のねらい

- ・戸外で十分に身体を動かし、遊具や用具を使った簡単な運動遊びを行う。

- ・身の回りのことを自分でしようとする。

④教育【人間関係】

(f) 0歳児のねらい

- ・身近な保育士等のもとで基本的信頼感が育つ。

(i) 1歳児のねらい

- ・保育士等や友達に関心を持ち、模倣をして遊んだり、自分から関わったりする。

(h) 2歳児のねらい

- ・友達との関わりを通して簡単な約束があることを知る。

⑤教育【環境】

(f) 0歳児のねらい

- ・安心できる人的、物的、自然環境のもとで五感の働きが豊かになる。

(i) 1歳児のねらい

- ・安心できる環境の中で探索活動を存分に楽しみ、外界に対する興味や関心を持つ。

(h) 2歳児のねらい

- ・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が芽生える。

⑥教育【言葉】

(f) 0歳児のねらい

- ・優しく語りかけてもらい、発声や喃語に応答してもらうことで、発語の意欲が育つ。

(i) 1歳児のねらい

- ・日常生活に必要な言葉がわかり、言葉で気持ちを表そうとする。

(h) 2歳児のねらい

- ・生活や遊びの中で自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表す。

⑦教育【表現】

(f) 0歳児のねらい

- ・保育士等の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し欲求を表す。

(i) 1歳児のねらい

- ・歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。

(h) 2歳児のねらい

- ・みため、つもり遊びによって互いにイメージを共有し合い、ごっこ遊びを楽しむ。

⑧食育

(f) 0歳児のねらい

- ・離乳を進め様々な食べ物に慣れることで、食べる意欲が育つ。

(i) 1歳児のねらい

- ・楽しい活動の中で、空腹感を感じ自分で進んで食べようとする。

(h) 2歳児のねらい

- ・食事に必要な習慣を知り、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。

3. 保護者及び地域との連携

(1) 保育士は園児の登降園時に子どもの様子を連絡する。

(2) 連絡帳を通して保育園での子どもの様子が保護者に伝わるようにする。

(3) 毎日のクラス保育の様子が掲示板で保護者に伝わるようにする。

(4) 年間行事予定表を前年度末に保護者に配付し、保育園行事には積極的に参加してもらえるようにする。

(5) 園だより、クラスだより、保健だよりを月に一度、配付し、子どもの様子や成長が伝わるようにする。

(6) クラス懇談会、保育参加、個人懇談会を実施し保育士と保護者との連携、保護者間の交流を深める機会とする。

(7) 保護者会と連携、協力し子どもの育ちを支える。

(8) ホームページを活用して、保育の様子を写真等で伝える。

(9) メールシステムにより緊急連絡等を行う。

(10) 保育園見学者を火曜日～木曜日の間で受け入れる。

(11) 地域の子育て支援の場に職員を派遣する。

(12) 地域に子育て支援の場を提供する機会を持ち、保育園の社会的役割を果たす。

(13) 園庭開放日（さくらんぼちゃんのおにわ）を設定し、地域の子育て支援・保護者支援の一助を担う。

(14) 区役所、保健所、民生委員、主任児童委員等との連携を図り、地域に根差していく。

4. 安全対策

(1) 月に一度の避難訓練、隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練を実施し、職員は、緊急時に冷静に対応し子どもの生命を守ることができるようにする。

- (2) 日常の安全点検は自主点検表に従って行う。
- (3) 保育室、トイレ等の清掃はこまめに行い、おもちゃ、砂場等の消毒は適時実施し、感染症対策をする。

5. 職員計画

- (1) 保育理念、保育方針、保育目標に基づき、全体的な計画、年間、月間指導計画、週案等を策定し、評価反省を行い、児童福祉の増進を図る。
- (2) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会研修、名私保育士会研修等、外部の研修に積極的に職員を派遣し、情報を共有し、人権保育の視点で園内研修を実施するなどして保育士の人間性と専門性を高めるなど保育の質の向上を図り、保育内容の充実を目指す。
- (3) 役割分担及び責任体制は、保育園の定めのとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な保育園運営を行う。

6. 併設学校・園との連携

- (1) 平成31年4月に開園予定の椋山女学園大学附属椋山こども園、幼稚園との連携を図りながら、より良い保育を目指す。
- (2) 保育園から椋山こども園への入園推薦枠は5名分確保されている。
- (3) 併設大学からの保育ボランティア、保育実習生を受け入れ、併設小学校、中学校、高校生の次世代育成支援のための学びの場を提供する。

7. 園児募集計画

- (1) 本園の特徴の広報・発信
学園広報課と連携しながら、ホームページを充実させ、保育内容を発信する。
- (2) 見学者の受入れ
火曜日～木曜日の間で、見学者を受け入れ、保育園の生活や保育方針等の説明を行う。

VI. センター等

1. オープンカレッジセンター

オープンカレッジセンターでは、学園の有する人材及び施設・設備等の資源を活用して「椋山オープンカレッジ」事業を実施し、在学生の資格取得の支援のほか、一般の方に広く生涯学習の機会を提供し、社会に貢献している。

平成30年度はカレッジ独自講座を40講座、キャリアアップ講座を53講座設けた。講座の募集方法として、オープンカレッジのパンフレットを制作し、会員及び資料請求者に配付し、前期・後期の受付開始前にはチラシの新聞折込みやホームページの更新を行った。また、近隣住民へのポスティング（直接投函）も行った。

平成31年度は、平成30年度事業計画を継続し、開講のルールを尊重しながら受講生からのニーズの高い講座を中心に実施していく。なお、新規講座は開講しない。

今後とも学生や地域の方々のニーズに応え、楽しみながら学べる講座や人生に役立つ講座を提供していく。

2. 学園情報センター

学園情報センターにおいては、パソコン、ネットワーク、サーバー環境の整備に努めるとともに、中長期の計画を立案し、クラウド活用に備えた計画を推進する。

(1) 学内のパソコン利用環境の整備

学生及び教職員のパソコン利用環境を順次整備し、安定して提供するとともに、機器の高性能化・高機能化及びソフトウェア/コンテンツの拡充を経済性も考慮しつつ進める。平成30年度は、各学部・学校と協力し、文化情報学部、教育学部、高等学校のパソコンを更新するとともに、事務用パソコンの更新を実施した。平成31年度も各学部・学校と協力し、Windows 7からWindows 10への更新を始め、利用年数が5年以上になる教室のパソコン等を更新すると

もに、事務用パソコンを更新する。ソフトウェアについては、Adobe 社のライセンス提供形態の変更、Office365 等クラウドサービス活用の検討とともに、オープンスペース等の更新が短期間で実施できないパソコンや持ち込みパソコンへ、教室と同等の最新環境を提供する一手法として、クラウドサービスによるデスクトップ仮想化の試験導入を検討する。

(2) ネットワーク・サーバ環境の整備

情報通信ネットワーク環境及びサーバ環境については、統合・高速化・高機能化の作業を順次進めることで、より安定した情報通信環境の提供や運用のコスト低減を図る。平成30年度は、教職員メールサーバの Office365 化、サポート終了に伴うネットワーク機器及びサーバ OS (Windows/Linux) の更新、教育用ファイルサーバの再構成及び容量拡張、星が丘キャンパス仮想サーバ環境のストレージ増設、無線 LAN 機器の新設、更新を実施した。平成31年度は学園仮想サーバ環境のクラウド化を行うため、パブリッククラウドサービスへのサーバ機能の移転、データセンターへのサーバ装置、バックアップ装置の移設を進める。それに伴いネットワーク機器の更新とともにデータセンターへ移転し、星が丘・日進キャンパス間接続回線の拡充を行うことで遠隔環境の利用に備える。加えてサポート終了に伴うサーバ OS (Windows/Linux) の更新、旧設備の残る無線 LAN 設備の更新を行う。

また、学園情報センター業務のアウトソーシングについては、平成30年度から実施している新たな体制を継続する。

(3) 情報セキュリティの向上

電子情報セキュリティ対策については、安定的に運用するとともに、学内規程、ガイドライン等の見直しを順次実施する。平成30年度は、SSO システムの更改により全体構成を見直し、二要素認証を導入することでセキュリティの向上を図った。また、バックアップシステムの拡張による事故等への備えとともに、日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行った。平成31年度は、二要素認証の利用を促進し安全性を高める。また、インターネット上でのアクセス監視、ランサムウェア等のメールセキュリティ対策、パソコン上でのウィルス等の脅威へ統合的に対応する環境を整備するためセキュリティ機能を強化した Microsoft 包括契約の拡張をおこなうとともに、日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行う。

3. 椋山人間学研究センター

椋山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③椋山フォーラムの開催、④年誌『椋山人間学研究』の発行という4つの事業がある。

プロジェクト調査・研究活動としては、4つのプロジェクト（①総合人間論、②女性論、③環境と人間、④プログラミング教育）及び公募プロジェクトがある。プロジェクトの研究成果は、活動報告会で発表され、年誌『椋山人間学研究』にも掲載し、公表している。平成31年度も各プロジェクトの調査・研究活動を継続させ、より深化した研究成果を学内外に還元しながら進めていく。

人間講座は、公開講座として開催することで、本学の教育理念「人間になろう」を学内外に発信している。平成30年度は、様々な学問領域から人間についてのアプローチをすることとして開催したが、平成31年度は、社会情勢や参加者の意見を鑑みた視点から4回程度開催する。

椋山フォーラムは、学外の著名な研究者を招へいし、椋山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることでセンターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市を始め、近隣の地区に広報活動を行い、一般公開することによって社会貢献を図るものである。平成30年度は第39回椋山フォーラム「アートの持つ力：普遍性・共同性」と題して開催した。平成31年度もセンターが「知の拠点」となるにふさわしい内容で講演会を行う。

年誌『椋山人間学研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は、各プロジェクトの活動、人間講座、フォーラムの開催報告等をまとめたものであり、学内外に向けて発信している。年誌は、センターホームページ上で閲覧でき、全国の関係大学・施設にも送付している。平成31年度も引き続き、年度末に第15号を発行する。

4. 椋山女学園食育推進センター

椋山女学園食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②学園内飲食施設との連携及び支援、③食育に関する事業の企画、立案及び実施、④食育関連事業への支援、⑤食育に関する研究という5つの事業がある。

平成30年度は、食育に関する講演会として、農林水産省東海農政局連携協定締結記念椋山フォーラム（第12回椋山女学園食育推進センター講演会）「攻めの栄養学でがんを防ぐ」を開催した。食育に関する事業の実施・学園内飲食施設との連携及び支援・研究として、「大学キャンパス食育プロジェクト」「山添キャンパス食育プロジェクト」を実施し、ヘルシーメニューの提供、食事バランスガイドの掲示等、食環境整備を進めている。食育関連事業への支援として、名古屋市民を対象とした千種生涯学習センターや名東区南部いきいき支援センターとの共催講座を行っており、より活発な食育活動を推進するため、名古屋市「なごや食育応援隊」への登録を行った。また、外部諸団体からの支援要請をうけ、講師派遣や企画協力等を行った。平成29年度に大学から幼稚園までの全学校種と保育園で実施した『食』に関する実態調査に基づいて、『食』に関する実態調査報告書を作成し、結果の概要を食育推進センターホームページで公表した。

平成31年度は、引き続き、同調査の詳細分析を行ったうえで、効果的な食育活動を行う。また、椋山こども園の開設に当たり、「椋山女学園食育推進基本指針」の一部改定も行う。大学及び山添キャンパス（高等学校・中学校、小学校）については、平成30年度に実施した食環境整備の効果・改善に向けた研究の結果を踏まえ、一層の食環境整備を進める。

さらに、社会貢献の一環として、引き続きフォーラムの開催や、東海農政局等自治体・企業が開催する食育関連事業への企画協力、講演会への講師派遣等を行う。また、センターのホームページの運用や「椋山食育通信（第11号）」の発行など、センターの取組や食育に関する情報を広く発信する場をさらに充実させる。

5. 椋山歴史文化館

椋山歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

- (1) 「自校教育」を推進するため、平成30年度は、小冊子「椋山女学園のあゆみ」の発行及びDVD「椋山女学園のあゆみ」を作成し、大学においては、1年生全員を対象とした「人間論（自校史）の授業で配付した。また、小学校では5年生全員に配付した。さらに、大学の星が丘キャンパス（6学部）においては、「人間論（自校史）の授業受講後、レポートの作成と提出のため、歴史文化館を必ず見学する課題が課された。日進キャンパス（人間関係学部）については、歴史文化館の見学が推奨された。次に、ゼミ等を中心に約10回以上にわたり授業内での見学を受け入れた。平成31年度は、冊子「椋山女学園のあゆみ」を増刷し、授業等においてDVDとともに積極的に活用し、自校教育の更なる普及を図る。
- (2) 歴史文化館では授業等を通じての来館者が年々増加しているが、日常的な来館者は少ない状況である。平成31年度も掲示物、S * m a p、ホームページ等を活用したPRを行い、日常的な来館者を増やすための方策を継続する。
- (3) 平成30年度は、文化展示室企画展として、平成29年度から引き続き「測る一着やすさと美しさを求めて」を開催するとともに、平成30年7月から「生活環境デザイン学科卒業研究・学科作品展」を開催した。平成30年11月から平成31年6月まで「椋山の教員『著書展』」を開催する。
- (4) 椋中・高の山添展示室については、常時展示物の見直し等を検討し、展示内容の充実を図っていく。
- (5) 平成22年6月から雛形の調査・研究を行っている「雛形研究会」では、平成29年度に歴史文化館が保管する500点余りの雛形について、全体の調査がほぼ終了した。平成30年度は、調査結果に基づき、専門委員と連携し、雛形資料のデジタル化を進め、裁縫雛形目録の冊子作成を行い、その成果として、平成31年度には、企画展「椋山女学園歴史文化館所蔵裁縫雛形コレクション展」（椋山女学園歴史文化館開館10周年記念企画展）を開催する。
- (6) 歴史文化館で保管する資料のうち、未整理となっている資料については、展示品及び収蔵品として整理が行われているものについてデータベース化を行った。平成31年度も引き続き整理を行い、適切に保存していく。
- (7) 歴史文化館では平成22年度から大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一翼を担っている。平成31年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習を受け入れる。
- (8) 歴史文化館の活動を周知するため、開館以来、年2回程度「歴史文化館ニュース」の発行を続けている。平成31年度も引き続き「歴史文化館ニュース」を発行し、歴史文化館の活動を周知する。
- (9) 平成30年度は、東京オリンピック開催を2年後に控え、椋山女学園の卒業生である前畑秀子（日本女性初の金メダリスト）に注目が集まった。外部団体からの要望に応じて、積極的に前畑秀子に関する資料の提供を行った。平

成31年度も同様に資料提供を行い、卒業生の活躍の歴史を広報していく。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 中長期計画

1. 梶山女学園大学中期計画

梶山女学園大学は、1905年に創始された梶山女学園の伝統と教育理念「人間になろう」の下、女子教育の先駆者として、多彩な人材を育成してきた。本学の教育は、ここで学ぶ女性が時代の変化とともに自身の役割を見据え、創造し獲得した知を活かし、人を大切にし、人と支えあい、自らがなされる人となることを目指す。

本学はこのような教育理念に基づき教育を進め、学術研究を究め、地域社会における評価を一層高めていく。さらに、少子化の潮流の中で社会に求められる女子大学として輝いていくために、入試改革、教育組織の再編、人材と施設の有効的利活用、社会、特に高校生に対する広報の在り方、グローバル教育、大学ガバナンス体制の改善等を常に模索していく。

このため、中期計画第1期計画を継承し、平成29年度からの中期計画第2期計画を以下のように策定している。梶山女学園大学設立70周年に当たる第2期最終年には、着実な成果を示したい。

第2期計画（平成29年度～平成31年度）

I 教育・研究の質的転換

1 教育理念等の共有

自校史ならびに平成28年度に新たに制定した大学憲章を共有し、教育理念「人間になろう」に基づく教育を実施する。

2 魅力ある学部・学科・専攻づくり

アドミッション・ディプロマ・カリキュラムポリシーを検証し、魅力的な教育課程を実現するため、教育課程の体系化、教育科目の整理及びシラバスの充実を図る。

3 教員の資質向上

専門領域における学術研究を深化し、FD活動を推進し、授業改善、授業支援及びアクティブラーニングを推進する体制をつくる。

4 高大接続、社会連携、国際連携の強化

入学センター、社会連携センター及び国際交流センターを中心として、併設校のみならず特定高校との連携、地域と企業との連携、国際連携の充実を図る。

5 在学生へのサポート体制の充実

教育だけでなく、様々な局面ですべての学生を組織的に支援する仕組を構築し、学生生活の質向上を図る。

6 教養教育、キャリア教育、生涯学習等の充実

教養教育の共通化を深化させる一方、学生に対するキャリア育成体制を進め、また、卒業生や社会人の学び直しならびに生涯学習の機会と場を提供する。

II 組織の質的転換

7 マネジメント体制の確立

全学及び学部におけるマネジメント体制を充実し、リーダー層の資質向上とPDCA体制を確立する。IRを進め、大学運営に活用する。

8 教職員像の確立

教職員に求める職能・資質等を明確にする。本学の運営を効果的に行うため、教職員のSD活動を進める。

III 教育環境の質的転換

9 教育環境の整備

キャンパスの魅力化を図り、自主学修の環境、組織・制度及び施設・設備等の教育環境を整備する。

IV 財務の質的転換

1.0 安定した財政基盤の整備

補助金、科学研究費等の外部資金獲得の向上、厳選した人事による人件費の適正化及び適正な経費支出により安定した財政基盤を構築する。

2. 椋山女学園大学中長期計画2020～2029

椋山女学園大学設立70周年を迎える平成31年度は、椋山女学園大学第2期中期計画の最終年に当たり、平成32年度に向けて、椋山女学園大学の目指す10年後の姿（将来構想）を「中長期計画」として策定し、公表する。

策定に当たっては、10年後も女子大学として、女性の多様な生き方、女性の一生を支援する大学であり続けるために「トータルライフデザイン教育」の確立を目指し、①少子化へ対応、②他大学の動向へ対応、③女子総合学園の強みを活かすという3つの視点を持って中長期計画を策定する。

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育・キャリア教育

(1) 全学共通科目「人間論」

「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」を授業科目の形で追究するために設置された科目で、平成29年度からは「自校教育」、「大学での学び・キャリア教育」及び「学問的人間論」の3つの柱から構成する新「人間論」を全学的に実施し、星が丘キャンパスにおいては学部を越えた交流型のクラス編成とした。平成30年度は、前年度と同内容・同形式での授業を実施し、授業終了後には授業構成・内容、成績評価等の改善点を検証するとともに、大学改革アクションプラン2018に沿って自校教育の指導内容・ポイントについて重点的に検証し、次年度から活用する教員用のガイドラインを作成した。平成31年度は、前年度の検証結果を踏まえ、交流型のクラス編成がより活かされるような教育内容・方法の充実を図る。

(2) 教養教育

平成27年度から全学共通化した教養教育の新カリキュラムを導入し、毎年度教養教育機構運営委員会においてクラス数の設定等を検討し、質の向上を図っている。平成30年度は大学改革アクションプラン2018に沿って教養教育科目のシラバスを重点的に検証するとともに、当該カリキュラムが完成年度を迎えたことから、同委員会においてカリキュラムの検証を開始した。平成31年度においては、引き続きカリキュラムの更なる充実に向けて検証・検討を行う。

(3) キャリア教育

キャリア育成センターと教務課が連携し、トータルライフデザイン教育の考え方の下、全学共通科目「人間論」におけるキャリア教育、教養教育科目領域7「女性とキャリア」の科目を実施するとともに、各学科でキャリア教育科目を指定している。平成31年度においては、引き続き学生のキャリア形成に資するよう、同授業科目を実施する。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、カリキュラムの基盤である「臨床栄養」、「食育」及び「食品」3分野の学生への認知が高まり、自らの将来像を明確に持って学習に取り組む学生が増えている。平成30年度から、それぞれの分野において、より特徴ある選択科目を増やすように学科教育内容検討委員会を中心にカリキュラムの再検討を行っており、平成31年度も継続して検討を進める。また、社会が求める管理栄養士を育成するための検証を継続し、管理栄養士として活躍する職域の拡大につなげる。一方、新入生がスムーズに大学、学科教育に移行できるよう、平成28年度から始めた上級学年の在学生との交流の場を継続させる。さらに、平成31年度は卒業生と在学生の交流の場も企画し、キャリア教育の一助とする。

生活環境デザイン学科では、平成30年度は新カリキュラムの完成年度となるが、引き続き「アパレルメディア」「イ

インテリア・プロダクト」及び「建築・住居」の3分野体制の利点を発展させ、3分野に關与する総合企画領域の実現を継続していく。そして、1級衣料管理士、家庭科教員免許、1・2級建築士、インテリアプランナー、商業施設士、建築積算士補の資格取得や受験資格の支援を行う。4年間の学科教育の成果を踏まえ、平成30年度の事業計画の目標としていた資格取得への支援や企画領域への教育の充実を考慮した平成31年度からの新たなカリキュラムへの改定は、平成30年10月の教授会で承認された。平成31年度からの新たなカリキュラムへの円滑な移行ができるように、教育内容検討会議を中心に授業内容の検討を行う。

<国際コミュニケーション学部>

平成29年度で完成年度を迎えた新カリキュラムの効果について、平成30年度に語学力にフォーカスした「満足度調査」を実施したが、その結果だけでは十分に新カリキュラムの効果を検証できなかったため、平成31年度にはより組織的かつ多面的なFD活動を実施し、しばらく発行が途切れていた学部FD報告書を作成する。

本学部の英語プログラム「Communicative English」は、国際言語コミュニケーション学科が必修で6クラス、表現文化学科は選択の3クラスで運用してきた。しかしながら英語指向の高まりの中、この数年は増加する表現文化学科の履修希望者に対応するために毎年、臨時で4クラスを設けていた（平成30年度に入学者数を厳格化したため、英語履修希望者が減らなかった。）。平成31年度からは国際言語コミュニケーション学科6クラス、表現文化学科4クラスを標準として編成する。

平成28年度から平成30年度にかけて、本学部では日本史、日本古典文学、哲学、フランス語の教員が相次いで退職し、これまでに退職した教員のポストと合わせて5名の教員の補充を進めている。平成30年度に2名を迎え、平成31年度にはさらに2名、平成32年度に1名を迎える予定である。これを機に、授業数の増減はないものの、開講科目の見直しと名称変更を行う。内容の詳細は調整中だが、海外英語演習の種類を増やし、外国人との文化交流を行う授業を開設するため、平成31年度はこうした学則変更を伴う科目の整理に着手する。

本学部では以前から、教室での学びを具体的な成果として学生自身が形にしていく「実践力」を重視した教育を行っており、この実践力を社会貢献や社会連携に結びつける様々なプログラムを実施している。その成果を踏まえ、平成31年度には「実践力」を学部の3つのポリシーやカリキュラムフロー、さらには学修成果の指標の設定・把握と結びつけることを検討し、教育課程の体系化と学修成果の可視化を進める。

学部独自に実施する留学については、以前から進めている留学プログラム間の成績評価の客観性、厳格性を担保する努力をさらに進める一方、内容の充実と目的の多様化を図る。平成28年度からハワイでの就業体験を伴った留学プログラムを「海外英語演習A」の授業枠として導入し、年度を追うごとに研修先を増やしているが、平成31年度以降は、特に日本語教育を現地の学校で経験する研修を強化していく他、海外でリサーチを行う能力を身につけることを目的とし、半期、座学の授業で必要な語学力と専門知識とを強化したうえで、2週間ほどハワイに滞在し、現地大学で週3回指導を受けながらフィールドワーク等のリサーチを行う授業の開講を計画している。

エアライン業界への就職を希望する学生のキャリア支援を目的とした取組では、当該業界に興味をもつ学生から高い評価を得ている「エアラインシンポジウム」「学外エアライン研修」「エアライン業界セミナー」について、平成31年度以降も継続して実施する。それによって、キャビン・アテンダント就職者数の東海地区大学第2位（全学）という三年間続く成果を維持できるように努める。平成30年度から始めた産官学連携授業「グローバリゼーション論」については、協力企業との連携を強化しつつ、平成31年度は更なる内容の充実を図る。

また、上記の授業や留学プログラムに加えて、国内外のグローバル化に伴う「異文化交流体験」を学外ボランティアとしても強化し、とりわけ外国にルーツを持つ住民に日本語を教える活動を進めていく。

<人間関係学部>

平成30年度は、事業計画で掲げたカリキュラム改革を実施した。このカリキュラム改革では、心理学分野では初めての国家資格となる「公認心理師」受験資格を得るための科目を平成29年9月15日に施行された法律に基づき心理学科に設置した。また、両学科の学生が履修できる科目の名称変更の必要性から人間関係学科のカリキュラムも合わせて変更した。さらにモジュール制を導入したカリキュラムが2年目を迎えたため、モジュール履修にかかわる科目の一

部変更や卒論事前指導ゼミへの学生の振分け方法、卒論発表会の在り方などを学部運営会議や将来計画検討委員会において検討した。その上で、ガイダンスなどの機会を通じて、カリキュラム変更への対応を学生に対して周知した。

平成31年度の事業計画として、まずモジュール制の導入や公認心理師受験資格取得にかかわるカリキュラム変更のポイントについて、引き続き在学生ガイダンスなどを通して学生に周知し、これらのカリキュラム変更がより充実したものになるように努める。特に3年生を対象とした卒論事前指導ゼミが始まることを契機に、学生が4年間の学びを卒業論文として自覚的にまとめられるような仕組みづくりを推進する。また、平成31年度には、心理学科において2年次編入生が初めて入学する予定であるが、モジュール履修や公認心理師資格取得の手続きが滞りなく進められるよう、丁寧なガイダンスを行う。さらに「モジュール長」「モジュール会議」を活用して教員の意識改革をさらに進め、モジュール制についての一層の浸透・強化を図る。そして、学部運営会議や将来計画委員会において、ここ2年にわたるカリキュラム改革の成果を検証し、改善が必要な部分の洗い出し作業を行う。そのうえで、公認心理師受験資格に対応したカリキュラムを整備したことやモジュール制について、学部広報用パンフレットや学部ホームページを通じて積極的に広報し、定員確保とより質の高い学生の獲得に向けた努力を継続する。

<文化情報学部>

文化情報学部で開講している「海外言語文化演習A・B・C」のうち、「同演習A」(中国)については例年、上海師範大学において実施してきたが、平成30年度は宿泊施設の改修工事のため利用できないことから、台湾の亜洲大学において開講した。また、「同演習B」(英語圏、本年度はカナダ)は20名程度の定員を設定しているが、本年度は定員以上の応募があったため、予定どおり実施した。「同演習C」(韓国)は、隔年開講であり、平成30年度は非開講であった。なお、これらの海外言語文化演習は、グローバル教育の観点から重要な教育の一環であるため、教育内容の更なる充実に努める。

文化情報学科では、平成29年度に、地域社会学、まちづくり推進、コミュニティデザインの分野を専門とする教員2名を迎えることができた。その結果、「多文化共生社会」「少子高齢化社会」「コミュニティデザイン論」「地域創造学」「都市計画論」等の科目において、充実した授業が展開されている。平成31年度は、こうした授業を中心に、地域や企業と連携したアクティブラーニングを充実させていく。また、各領域にわたって実践的な授業科目である「実務応用演習」について、複数受講が可能となるように「実務応用演習A・B・C・D」と名称を改め、平成30年度からはA・B・C・D4科目の複数受講を可能とした。しかし、受講者数の少ない科目も見られたため、平成31年度からは、開講時間帯の調整を行うとともに、開講年次の変更も検討する。新入生に対して実施していた「研修合宿」(宿泊研修)は、新入生及び担当教員の負担が大きい割には十分な成果があるとは言いがたいので、平成31年度からは、宿泊を伴わない1日研修を2度開催するよう改める。

メディア情報学科では、平成27年度入学生以降適用されたカリキュラムが4年目を迎え、受講動向などから学生のニーズも見極め、改善に向けた検討が新たな課題となりつつある。初年次必修科目の「ファーストイヤーゼミ」と「基礎演習」では、少人数クラス向けプログラムの作成に注力した結果、要支援学生についても担当教員が速やかにきめ細かい指導と対応に当たれる体制が構築されてきた。本学科の4つの学びの領域(メディア社会、コミュニケーション心理、メディア文化、ジャーナリズム)に即した卒業研究の作成を目標に、2年次前期必修科目の「基幹演習」に続き、平成30年度にはその後の必修科目である「展開演習Ⅰ」(2年次後期)、「展開演習Ⅱ」(3年次前期)でも、領域に即した卒業研究への意識を強く学生に持たせるため、教員の専門分野を確認のうえ各2教員を選択・受講させる形で改革が始まった。平成26年度導入のSCP(Special Concierge Program:初年次から希望者に学修計画や進路について随時アドバイスや支援を行う個別指導体制)は5年目を迎え、一定の成果と実績を挙げていることから今後も実施を継続する。

<現代マネジメント学部>

本学部では、平成30年度から、新しいカリキュラムを導入した。当該カリキュラムにおける特徴は、専門教育科目群において経営・会計、総合政策、キャリアの3つの領域から社会科学の基礎知識と実践的なスキルを相互に有機的に関連させて幅広く学修させることである。さらに、学生が選択できる科目数を増加させ、各学生のニーズに対応できる

学習形態を構築している。この新カリキュラムへの移行は、滞りなく順調に実施できている。従来から引き続き実施している「アクティブ・ラーニング」においては、引き続き商品開発等の取組みに加え、企業等と連携し、SNSを用いたライフスタイルの提案等、さらに新しい独自の取組みが展開された。また、近年、強化を図っているキャリア教育においては、平成30年度は、語学、情報教育、簿記等に関する資格において実績を挙げている。併せて、公務員、教員、秘書、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者等に関するキャリア形成に役立つ資格取得の支援を、平成30年度も引き続き充実させる努力を行った。また、平成27年度から開始した「税理士職業セミナー」に加えて、平成28年度から名古屋税理士会の寄附講座を開講し、将来的には「税理士を目指す学生」等を輩出すべく、実学科目の充実を図ってきた。その結果、平成31年度は、学部生が税理士資格取得を目指して大学院に進学する予定である。平成28年度に学生ピアサポートグループ「TEAM RENATA」の提案により改修された学生控室では、ワークスペースをグループ学習に利用する学生たちが増え、ゼミ等でも活用されている。本年度においても「TEAM RENATA」が資生堂ジャパン（株）とコラボした「新入生メイクイベント」等、当該活動は引き続き実施され、更なる新しい企画も予定されている。

これらの成果を踏まえ、平成31年度においても、引き続き、学部教育の専門性と実践性を一層高めるべく、PBLとしての企業や行政とのコラボレーションはもとより、それが難しい科目においても「アクティブ・ラーニング」の手法を工夫し、学部のすべての学生の主体的な学習を促進するような教育手法の確立とその体制の整備に努める。また、キャリア教育においては、資格の単位認定の一層の定着を図りたいと考える。その一環として、平成31年度には、日本税理士会連合会の寄附講座「税理士による租税講座」を実施する予定である。

＜教育学部＞

平成30年度の事業は、社会の動向、新学習指導要領への対応など、新たな次元での変化に対応して進めてきた。学修の充実には、電子黒板を整備し、デジタル教科書など新たな教育方法への対応も実施している。学生の学力形成にもつながるオンライン学習も拡充し、学習サポートなども行う体制をつくりつつあるがまだ十分とは言えない。教員関係では、FD活動として、新学習指導要領の全教員による共通理解を深め、小学校外国語活動で、世界的にもたいへん著名な講師を招いて、これからの英語指導の在り方を学んだ。地域との連携も、それぞれの教員個人が中心となって、地域、行政機関、民間企業等との連携を進めているが、まだ共有化が進んでいない。卒業生との連携は、現在、名古屋市の教員での同窓会があるが、愛知県や他府県の教員ともつながりをつくる検討を行い、より具体的になってきている。このように、まだ十分ではないが、平成30年度計画も進捗しつつある。

平成31年度に学部開設13年目となる教育学部は、椋山女学園大学の「人間になろう」の理念と教育改革アクションプランを基に、平成30年度の事業計画の進捗状況を踏まえながら、更なる充実と飛躍を目指していく。

グローバル化、多文化化、超スマート社会などの地球的規模での新たな動向から、新学習指導要領の幼稚園での実施、小学校での移行措置、教員採用数の減少など、日本の教育動向への対応までを視野に入れ、学部運営委員会と将来計画委員会、教育内容検討会議を中心に、中・長期の将来計画を策定し、より具体化していく。具体的には、以下を目標とする。

- (1) 学生のより良いキャリア形成を促すために、学修の更なる充実を図る。特に、新しい学習指導要領が目指す新たな教育への対応を踏まえた学修の充実を様々なレベルで図る。
- (2) 厳しくなる教員採用に向け、オンライン学習等の利用も含めた学力向上と面接指導のためのサポートシステムをより充実する。さらに、現在の教職サポートルームを全学的な学生支援組織として再整備することを検討していく。
- (3) 新たな教育動向も踏まえ、所属全教員によるFD活動を通して、本学部の目的に沿った授業内容の追求と授業方法の改善を図り、教職員の教育・研究能力の向上を図る媒体としての学部紀要の一層の活用と充実を努める。
- (4) 本学部は、椋山女学園の保育園から大学院までの総合学園という性格から、平成31年度に開園する椋山こども園も含め、専門教育の中でより具体的な連携を行うことができる学部として、その役割を担っていく。
- (5) 地域との連携やプロジェクト活動等、地域のニーズに適合した活動を充実し、学部での共通理解も図っていく。また、小学校における外国語の教科化に対応して、英語も含めた国際教育の充実を図る。学部創設時から続けている毎日英語等の受講生を増やす方策も検討し、実施していく。

- (6) 名古屋市及び愛知県教育委員会等との連携をさらに深めていく。
- (7) 本学部卒業生や同窓会との連携を、より強化し、現職教員となった卒業生と本学部との協働的な関わり合いをより深めていく。同窓会を名古屋市以外にも広げる方策を検討し、具現化を図る。

<看護学部>

平成30年3月に5期生が卒業し、看護師国家試験では前年度と同様合格率99.0%、保健師国家試験は100%という結果であった。看護職としての卒業生の評価はおおむね良好であるが、就職状況が厳しくなっている。希望の施設に就職するうえで、低学年からの成績も重要となるため、キャリア育成センターと連携して就職支援の充実を図る。

平成31年度はカリキュラム改正に向けた取組を行う。すでに各領域における現行カリキュラムの検証は終了しているため、改正に向けてカリキュラムフローを作成し、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を参考に学習内容の充実につなげていく。

競合大学が増加し、少子化が受験者数に影響する中、志願者及び入学者を引き続き確保するため、看護学部の教育内容について受験生に対する適切な広報を行うとともに、入学前教育、コンピテンシーテスト等を通して看護学部のキャリア教育を行っていく。アクティブラーニング、教育評価など学部教育における円滑な授業運営に効果的なFD研修の充実を図る。9領域（専門基礎、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学）による学部運営が円滑に行われるよう情報の共有、相互の連携を強化する。各領域での科目の実施・運営については、それぞれ領域責任者の下、科目責任者を中心に、授業内容及び授業計画、成績評価等の検討を行い、担当者同士による事前の実施・運用方法の打合せや関連する他の授業科目担当者との連携を密にし、適切に教育課程が展開できるよう配慮する。この他、学部の施設設備面での整備・充実については、101、102講義室のAV機器システム環境の整備を予定している。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

食品栄養科学専攻では、引き続き、学部教育としての管理栄養学科のカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられるように、また、定員確保のため、より魅力ある大学院を目指して、担当教員の充実、担当科目・分野の見直しを行っていく。

生活環境学専攻では、生活環境デザイン学科の新カリキュラムの完成年度を迎える平成30年度までに学部との整合性を図り、授業科目と担当教員の検討を行った。この方針に従い、大学院カリキュラム完成年度の平成32年度までに、担当科目・分野、教員構成の見直しを行う。また、定員充足のために学部在学学生、卒業生、他大学学生に卒業展、ホームページ等を活用し、魅力ある大学院であることを説明、PRし、入学確保に努める。また、社会人に対応した6時限目、土曜日などの開講に柔軟に対応する。

博士後期課程人間生活科学専攻では、各領域の担当教員の欠員によるアンバランスを解消し、社会の要請に対して柔軟に対応可能な態勢を整えている。しかし、定員は充足されておらず、より魅力的な博士課程教育・研究を実現すべく、整備を図っていく。

各専攻に共通のこととして、この数年間、入学定員が充足されておらず、6年一貫教育、インターンシップを重視した教育等を含めた見直しを検討し、魅力ある大学院教育・研究を目指し、学内外からの学生の応募を増やすための方策を計画していくとともに、多様な人材を確保できる選考方法を検討していく。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科における教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、平成24年度までに整備されており、平成31年度も基本的にはそれらに従って教育活動を実施する。

平成30年度事業計画で策定された、臨床心理学領域における公認心理師対応の科目名称変更と新規開講科目の開講、及び教育学領域における科目統一を、いずれも平成31年4月の開講に合わせて実施した。また、平成31年3月に文

部科学省と厚生労働省宛に学部とともに提出した公認心理師申請書も平成30年8月に受理され、名実ともに公認心理師養成の体制が整った。

次に、平成30年度も継続して11月に実施する予定であった外部者向けの大学院説明会は、他の3研究科と合同で規模を拡大して開催することになった。

以上の進展を受けて、平成31年度は、公認心理師対応科目全ての開講を実現し、公認心理師養成の体制を完成させることを目指す。また、社会学領域と教育学領域の教育体制の見直しを策定するためのWGを発足させる予定である。また、平成30年度から気運が高まった研究科間の協力体制をさらに強化していく方針である。

<現代マネジメント研究科>

本研究科は、「より高度な教育研究を効果的に行うために、既存研究の成果に基づく優れた知識やアイデアの積極的かつ複合的な活用を図り、新たに高度な学術的知見を創造することによって知識基盤社会の形成と支援を担う高度な知識を有した女性を養成する」ことを目的として開設された。平成26年度（開設初年度）から平成28年度までに入学した学生は、卒業後は志望どおり公務員や教員として、また、企業などに就職するなど活躍しており、一定の成果を上げてきた。しかし、入学者数をみると、平成29年度が0名、平成30年度が2名と低迷し定員を確保するに至っていない。

平成30年度の事業計画では「学部教育と大学院教育とが統合的なカリキュラムになるよう、イノベーション・マネジメント能力を育成するために必要な科目の整備充実を進めている。」とし、また、FD活動を通じた大学院教育の充実及び学外へのアピールの徹底並びに入学生の確保に努めることを目標とした。それに対して平成30年度においてカリキュラムの充実を図るため兼任教員2名と学部採用教員のうち3名を大学院担当教員に加えカリキュラムの充実を図るとともに、入学定員の確保のために選抜制度を見直し、既存の選抜方法（一般選抜、社会人特別選抜、学内選抜）に加え平成32年度から留学生特別選抜と職業人特別選抜を導入することとした。

平成31年度においても「研究・教育体制の整備」を主眼として平成30年度に引き続き「イノベーション・マネジメント能力を育成するために必要な科目の整備充実を進める。」こととし、以下の課題を目標として進める。

- (1) 本研究科担当教員は、社会において女性の活躍のチャンスを与えるための努力を怠らないようにするとともに、FD活動を通して院生の教育の充実にも努め、学外にも大学院教育についてアピールを徹底する。
- (2) 定員充足のために平成32年度から新たな選抜方法を導入するため、学部生・卒業生・留学生への研究科内及び大学院合同の入試説明会やウェブサイトを通して積極的に学内外にこれを伝えるとともに、学部のオープンキャンパスでの大学院ブースの設置、「父母の集い」、他大学・図書館へのパンフレットの配付などを通して研究科の魅力を伝え、入学生の確保に努める。

<教育学研究科>

平成30年度に掲げた事業目標については、(1) FD活動の活性化は、改訂された学習指導要領について、学部と共同でFD研修会を開催し（講師：学部教員）、ほぼ、全員の教員が参加し共通理解が得られた。(2) カリキュラムの体系性の整備については、平成29年度に改訂した平成30年度入学生のカリキュラムを実施しながら、平成31年度入学生（再課程認定後）のカリキュラムの実施に向けて準備を進めている。広報については、可能なことを多面的に実施している。(3) 長期の教職インターンシップについては、M1の院生について大学附属小学校と連携して進めている。

(4) 現職教員が在職のまま学びやすい諸条件を整備し、その広報に努めることについては、大学院設置基準第14条の特例開講に向けて、検討を進めている。また、長期（3年）履修制度について、見直し検討を進めている。(5) 名古屋市及び愛知県教育委員会との関係を強化することについては、大きく進展していないが、愛知県教育委員会との新たな連携づくりについて、模索を始める予定である。(6) 大学院説明会及びウェブサイトの大学院紹介(広報)の充実を図り、入学定員の確保と充足に努めることについては、学校・保育現場向けに本研究科の広報ビラを配付する、大学のオープンキャンパスに相談コーナーを設けるなど、新たな広報努力を行った。オープンキャンパスには、実際に2件の相談があった。また、協同出版の「2018年度教職大学院・教育学研究科案内」の大学院紹介欄に紹介記事が掲載されるこ

とに伴い、広告掲載を新たに行った。ただし、現職教員による具体的な受験は、今年度についてはまだ成果が出ていない。

平成31年度はこれまでの実績を踏まえ、教育研究体制を改善するとともに、今後の厳しい教員採用状況に対応できる高度な実践的指導力を備えた専門職の育成に取り組む。現職研修の場として、研究科が活用しやすい条件について検討し、可能なものから漸次整備していく。アドバイザー・ボードでの協議を中心に、入学方針や教育研究活動の改善と評価を継続的に展開する。前年度からの取組も踏まえつつ、次の諸点を課題目標とする。これらはいずれも本学のアクションプランと密接に関連し、それを推進するものである。

- (1) 設置目標に沿った教育研究活動が行われるよう、担当教員の研究活動の活発化と、FD活動による教育指導能力の改善に積極的に取り組む。
- (2) 文部科学省の教職課程認定における大学再課程認定申請に合わせて、カリキュラムの系統性・体系性がより適正なものになるように工夫し、より理解しやすい形でパンフレットやウェブサイト等において広報するように努める。
- (3) 教職インターンシップが教員の初任者研修に近い実践的な指導力育成の効果をあげられるよう、実施校（特に併設校、附属小学校、附属幼稚園）・名古屋市教育委員会の協力を得て、より適正な教育指導体制を充実していく。愛知県教育委員会については、新たな連携を模索する。
- (4) 現職教員が在職のまま学びやすい諸条件を整備し、その広報に努める。
- (5) 名古屋市及び愛知県教育委員会との関係を強化する。
- (6) 学部学生・保護者・卒業生・学外者への大学院説明会及びウェブサイトの大学院紹介の充実を図り、学部同窓会とも協力して、学生定員の確保と充足に努める。

4. FD活動

平成30年度のFD活動としては、全学FD委員会の下で、FD研修会、e-learning システム活用のための講習会及び学生による授業アンケート等を継続して実施した。また、アクティブラーニング補助に学生FDスタッフを活用するため、教授会において制度の周知を図ったほか、学生の学修時間等に関するアンケートの実施方法・時期等について見直しを行った。『シラバス（授業内容一覧）』の作成については、シラバス記入要領を示すほか、専任の全教員に対して、作成に当たっての注意点やポイントに関するFD研修を行った。

平成31年度は、以下の活動を実施する。

- (1) 授業改善を図る取組
 - ① 授業改善のための授業アンケート
 - ② 学生の学修時間等に関するアンケート
 - ③ 専任教員の自己点検アンケート

アンケート内容については授業改善につながるよう、全学FD委員会において精査するとともに、結果については学部学科にて分析・検討を行う。

- (2) FD研修
 - ① 全専任教員対象FD研修
 - ② 学部FD研修
 - ③ 新任教員FD研修
 - ④ 学外FDプログラムの周知

教員の資質向上や魅力ある学修を行うために、専任教員全員を対象にした研修を実施するとともに、他大学等で実施される学外プログラムについても情報共有を行う。

- (3) シラバスの改善

より効果的な教育を実施するために、シラバスの作成について、各項目の設定や提示方法等について認識を深めるための研修を実施する。また、シラバスの記載内容が適正であるかどうかを確認する第三者チェックを引き続き実施する。

(4) 大学院FD活動

4研究科におけるFDに関する情報交換を行うとともに、大学院生対象の授業アンケートを実施し、集計結果から判明した課題に対する授業改善を検討する。

5. 学修支援

(1) 教育課程の体系化

本学の教育目的、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び「育成する4つの能力（知識・理解、思考・判断、態度・志向性及び技能・表現）」が個々の授業科目においてどのように対応しているかを示した「カリキュラム・マップ」を策定するとともに、履修計画を立てる際の参考となるよう科目ナンバリングを設定している。平成30年度はこれに加えて、科目間の連関をより可視化できるように、カリキュラムフローを作成した。平成31年度においては、学修達成度の可視化に向けて、更なる検討を行う。

(2) 学修要支援学生への支援

各学部学科で定める基準により欠席調査及び修得単位数の少ない学生の抽出を行い、いち早く支援の必要性を把握するとともに、GPAを基にした履修指導・進路指導を行っている。平成31年度においても引き続き学修支援を行う。

Ⅲ. 学生生活支援

1. 奨学金制度

「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的に困窮し、修学困難な学生に対する組織的支援を行っている。平成30年度の主な経済的支援としては、学内外の各種奨学金制度の募集・斡旋、個別相談の実施、授業料等の分納・延納の受付などを行った。その結果、多くの学生に経済的支援を行うことができ、学納金未納による退学者の減少につながった。

平成30年度の主な奨学金の給付状況は、以下のとおりである。

- ・ 椋山女学園大学同窓会奨学金 2名 各30万円
- ・ 椋山女学園同窓会奨学金 5名 各20万円
- ・ 椋山女学園大学看護学部奨学金A 21名 20名は60万円、1名は30万円
- ・ 椋山女学園大学看護学部奨学金B 18名 各36万円
- ・ 椋山女学園大学大学院奨学金修士課程 17名 各25万円

上記以外にも椋山女学園大学貸与奨学金、椋山女学園大学教育ローン利子補給奨学金により支援を行ったほか、平成30年度の日本学生支援機構の奨学金利用者は、貸与型奨学金は緊急・応急採用も含め昨年度とほぼ同数の1,533名の学生が利用し、給付型奨学金は12名が利用した。

また、成績優秀者上位5%の学生に学業優秀賞の表彰及び金一封として1万円を授与し、研究活動、文化・芸術活動、スポーツ活動、社会貢献などで顕著な功績を残した学生には、特別活動奨励賞の表彰及び金一封として3万円を授与した。

国際化・グローバル化の推進のため、外国人留学生及び海外留学を行う学生に対して学内外の奨学金制度を活用した支援を行った。私費外国人留学生には授業料の減額及び私費外国人留学生特別奨励金の給付を行ったほか、受入交換留学生及び派遣交換留学生に、椋山女学園大学（受入）（派遣）交換留学生奨学金の給付を行った。また、認定留学生及び中期留学による派遣留学生を対象に、椋山女学園大学振興会海外留学補助金として学生12名に一人当たり10万円の給付を行ったほか、日本学生支援機構の留学生対象の奨学金制度に申請し、採択されたことで多くの学生が留学費用として奨学金を得ることができた。

平成31年度も引き続き「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的支援が必要な学生が一人でも多く、安心して学生生活を送れるように学内外の奨学金制度を活用して支援を行う。また、私費外国人留学生の授業料減額制度を見直し、学業成績と連動した減額率とするほか、日本学生支援機構等が募集する国際化推進のための奨学金制度への申請を積極的に行い、留学する学生の経済的支援を図る。

2. 健康管理・メンタルヘルス

「学生支援のためのガイドライン」に従い、メンタルヘルスや身体面での支援が必要な学生に対して、学生相談室カウンセラー、学校医、医務室及び関係教職員が連携して、学生・保護者から学生生活に必要な要請を聞き、「配慮願い」を作成して関係教員へ支援協力を行った。メンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室カウンセラーが中心となり、学生・保護者、関係教員と連携しながら支援を行っている。また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策として、「ヨガ体験」などのイベントや学生生活でコミュニケーションをとることが苦手な学生にコミュニケーションスキルを身に付けてもらうことを目的とした「コミュニケーションスキルワークショップ」を実施した。これらの取組については、平成31年度も継続して実施していく。

また、学生相談室カウンセラー、学生課職員も学外の研修会等に参加し、障害を持つ学生への対応についての知識を深め、必要な支援ができるようなスキルアップを平成31年度も引き続き行う。

大学ハラスメント防止対策委員会において、平成30年度はハラスメントの予防対策として、学園と連携したアカデミックハラスメント防止研修会、新入生向けのリーフレット配付、ポスターや相談窓口担当者カード等を作成し、ハラスメントの防止対策に努めた。また、相談窓口担当教職員を対象とした研修会やニュースレター発行（年2回）なども行った。平成31年度もこれらの事業を継続し、ハラスメントの予防やハラスメントのない大学になるように実施していく。

3. 課外活動・学生生活支援

平成30年度は、課外活動には大学全体として20.7%（昨年度：23.1%）の学生が参加しており、公認団体は58団体となった。その内、45団体について、活動に必要な経費支援を行った。平成31年度も引き続き活動実態・活動実績に応じた活動経費の補助を行っていく。これまで古くて暗く感じられた体育館・大会館地下のクラブ室ロビーを改修し、明るい環境でクラブが活動しやすいように環境整備を行った。また、課外活動用の印刷機が老朽化していたため、更新により利用しなくなった学園センター2階のコピー機1台を移設した。

災害時の学生の安否確認として、「災害（地震）対応マニュアル」を基に、平成30年度はwebを利用した安否確認テストを実施した。平成31年度も南海トラフ地震等の大規模災害に備え、学生の防災意識を高めるためにも安否確認テストを実施する。

学生寮の平成30年11月1日現在の入居者数は106名、入居率は69.7%で、前年度から10%以上減少した。平成31年度は、入居率をさらに高め、入居者に対してはより快適で安全な寮生活が過ごせるよう共用パソコンの更新を図る。また、ベッドやカーテンなど個室内の備品に経年劣化による破損が発生し始めたため、順次更新していく予定である。学生寮では、毎年1回防災避難訓練を実施しており、平成31年度も引き続き実施する。

学生が学生相互で支えあい、学生生活支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、図書館利用支援、入試広報支援などで学生が主体的に活動し活躍できるようになるための学生サポーター制度を平成28年度に開始した。活動は行われているが活発とはいえず学生の認知度が低いため、平成31年度は、活動が活発となるよう学生の主体性を活かしながら支援していく。

4. 就職支援・キャリア支援

キャリア育成センターでは、本学独自のトータルライフデザイン教育を実践し、低学年からのキャリア教育の構築と3・4年生の進路支援の充実を図るため、次のとおり事業を展開していく。

(1) キャリア教育の充実

1年次の全学生の必修科目である「人間論」においてキャリア教育を行うほか教養教育の領域7『女性とキャリア』においてキャリア教育の導入教育を行う。

さらにコンピテンシーテスト及びポートフォリオを活用して自分の特徴を知り、将来について考える機会を設ける。

その上でインターンシップによる就業体験や人材バンクにより実社会で活躍する人材との交流機会の提供を行う。

(2) キャリア支援

就職対策講座として7回シリーズの3年生向けガイダンスを中心として、面接対策のビジネスマナーやグループディ

スカッションの講座を行い、筆記試験対策としてはWeb講座やSPI模擬試験などを、その他業界・業種セミナーや公務員・教員説明会等を開催し、就職活動を支援する。

また、従前どおりキャリアカウンセラーによる個別相談に重きを置き、職員及び就職相談員で事例研究等を行い情報の共有を図りながら個別相談を充実させる。

さらに、内定を取得した4年生が学生サポーターとして企画運営するイベント等を開催し、下級生の就職活動の支援を行う。

(3) 企業開拓・広報活動

これまで多数の学生が就職している企業との信頼関係を深めるほか、学生のニーズや大学での学びを活かすことができる企業を開拓する。

また、大学での学びや学生の資質などを、企業向けパンフレットなどを利用して広報し、椋山女学園大学をより多くの企業に認知してもらうことで採用につなげる。

(4) キャリア支援・キャリア支援体制の検証

卒業生や在学生へのアンケート及び外部評価により、本学のキャリア教育及びキャリア支援に対する検証を行う。問題点については、キャリア育成センター運営委員会等で協議しながら次年度に向けて改善を行う。

(5) キャリア支援課のセキュリティのための改修工事

キャリア支援課はオープンスペースに設置されており、開放的な空間となっているが、その反面セキュリティには問題もあるため、改修工事でセキュリティ強化を図る。

5. 学修・生活指導教員制度の充実

学修や家庭環境、メンタルヘルスなど様々な問題を抱えている学生に対して学修・生活指導教員が相談や支援を行っている。学生が指導教員と相談しやすくするため、全教員のオフィス・アワーをS*m*a*pで公開しており、平成31年度も引き続き実施していく。

中途退学者や除籍者を減らしていくための施策として、授業の出欠状況や成績・単位修得状況により、支援が必要と思われる学生に対して早期から助言・指導を行っている。平成31年度も継続して個別の学生の学籍異動理由を可能な限り記録し、各種委員会で情報共有を行う。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配付、外部研究資金の獲得支援がある。また、「大学活性化整備事業」については、大学の活性化を目的として優れた研究又は教育に対して学長裁定のもと予算配付を行っている。

学園研究費の配付については、個人研究のみではなく学部内及び学部を越えた共同研究に対しても支援している。外部研究資金（科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択、実施自体が大学に対する社会的評価の向上を伴う。平成30年度は、科学研究費助成事業（平成31年度新規分）への応募件数が、46件（平成29年度46件）であった。

平成31年度は、学園研究費Aにおいては、引き続き学部を越えた学際的な共同研究を奨励していく。さらに学長のリーダーシップの下、FD委員会と連携し、研究助成の採択向上を目指し、科学研究費助成事業の説明会を実施する他、教職員向けホームページを活用して、外部の研究資金の周知を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む）

大学の情報開示において、本学の教員や研究成果に関する情報開示の重要性が高まっていることから、平成25年度から本学ホームページを利用し、「大学・大学院教員一覧【履歴業績】」の運用を行い、閲覧者の利便性の向上及び教員が効率的に自身の情報を更新することができる仕組みを利用して、情報開示の充実を図っている。平成31年度も同様に情報開示を行う。

平成30年度に引き続き、『椋山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を発刊するとともに、「学術機関リポジトリ」等も併せて利用し、各種研究成果を公表する。

V. 国際交流

1. 国際交流

平成31年度は、平成30年度と同様に椋山女学園大学の国際化ビジョン（2015年～2020年）に沿って国際交流を推進する。

交換留学の協定校はこれまでアメリカ1校、オーストラリア2校、中国1校、台湾1校、韓国2校、タイ1校の合計6地域8校であったが、オーストラリアのキャンベラ大学との学生交換協定は延長しなかったためオーストラリアは1校となった。平成30年度は、マレーシア及びカナダの新規協定校との交換留学協定を締結し合計8地域9校となった。平成31年度は、これを10校以上に増加させるために、協定締結の引き合いがあるフランスの大学と協定締結の可能性について模索する。留学生受入れについては、9月からの受入れに加え、平成31年度から4月からの受入れも可能とし、受入留学生の増加を図る予定である。また、交換留学を継続的に行うため協定校を訪問し、担当者と留学に関する現状及び将来性について協議するとともに学生へのPR活動を行う予定である。上海師範大学とは例年交換講演を実施しており、平成30年度は本学に上海師範大学から講師を招聘し、講演会を実施した。次回は、平成31年度中に本学が上海師範大学を訪問し、講演を行う予定である。

短期留学生受入プログラムとして、例年2月に実施する「椋山女学園大学ショートプログラム」について、平成30年度は8月に実施し、参加者は24名であった。オーストラリアや韓国の大学からは2月の開催を希望されているため、平成31年度は8月開催に加えて2月の開催を検討する。

国際交流センターには本学学生と留学生が定期的に集い、活発に異文化交流をする場として機能している。日本語と英語による記事を掲載した『国際交流センター報』を継続的に発行し、ホームページにも掲載することで、海外へも情報を発信する。

英語圏の大学との双方向型の協定の締結及び維持が極めて困難な状況を考慮し、本学への受入れはなく派遣のみを行う「大学派遣留学（仮）」の協定校として、平成30年度にオーストラリアとニュージーランドの大学各1校と協定を締結した。また、カナダの交換留学新規協定校は派遣留学も可能となった。協定先の学部授業の履修には、協定校の学生であることが必須条件であるので、このような新しいタイプの協定校との締結を目指すものである。

2. 留学生支援

平成27年度から、国際コミュニケーション学部で開講された英語で行われている授業、外国人教員による外国語授業及びコミュニケーション科目を私費外国人留学生、受入交換留学生に開放し、平成28年度からは十分な日本語能力を持つ学生は英語での授業に加え、各学部で開講する受入可能な授業が受けられるようになった。

受入交換留学生への支援事業の一環として、交換留学生の希望に合わせ平成30年度もインターンシップに参加し、大学の授業では得られない日本の企業での社会体験を学んだが、平成31年度も引き続き実施する。また、受入交換留学生は様々な日本文化体験学習に参加して、学外でも日本の伝統、文化に触れる機会を与えられているが、平成31年度も同様の日本文化体験学習の機会を提供する。さらに、地域社会との文化交流連携でホームビジットを実施しているが、平成30年度も実施し、受入交換留学生に日本の家族生活を体験する機会を提供する。

平成30年度は、「留学生教育コーディネーター」を国際交流センターに置いた。留学生の教育と学生生活の面から支援することで留学生教育の質の向上を目指す。

受入交換留学生と本学学生との交流を通して、受入交換留学生により充実した学園生活を送ることができるように、学内の公認団体「SAIC (Sugiyama Association of Inter-cultural Communication)」らとの定期的な交流を行っており、平成30年度も継続した。学生の中からボランティアでスタディメイトを募集し、受入交換留学生の学習、生活面での支援を行ってきているが、平成31年度も同様に継続する。本学学生により多く参加を促し、交流活動を活発化するため、平成30年度は「留学生カフェ」を開催した。平成31年度も引き続き実施する。

「認定留学制度」は、在籍しながら海外の大学に留学し、留学先の大学で取得した単位が本学の卒業単位として認定されるため、学生は4年間で卒業できるようになっており、平成30年度は14名が利用した。平成31年度も認定留学を継続し、本学の学生が多様な留学を経験できるように支援していく。

海外に留学する学生への財政支援として、平成25年度から大学振興会による留学補助金制度が始まり、平成30年度も継続して実施した。

また、平成30年度と同様に、「平成31年度日本学生支援機構 海外留学支援制度奨学金」に応募したが、継続を希望した中期留学以外の申請は、文化情報学部で実施するシンガポールへの短期留学について採択された。2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に係る申請において、交換留学制度の拡大を考慮した上で、本学の交換留学制度について、より理解されるような申請内容に改め、競争的外部資金である給付型の奨学金を獲得し、学生の財政的支援をする予定である。さらに、中期留学などの国際交流センター以外の学部で行われている海外派遣留学制度についても申請を行う。

学生の留学、異文化理解を促進するために国際交流センター主催の様々な支援プログラムを実施している。「留学支援セミナー」は、海外留学で得た経験をどのように就職に結びつけるかというテーマで実施しているが、参加した学生から好評を得たため平成31年度も継続する予定である。それ以外に平成30年度に実施した「留学説明会」「危機管理セミナー」を平成31年度も継続し、グローバル化社会に必要とされる異文化理解を深める機会を提供する。

VI. 学術情報

1. 図書館

(1) 館内環境の整備

館内環境整備の遅れていた日進図書館について、平成28年度から少しずつ整備を進め、平成30年度は日進図書館南側に飲食可能な戶外テラス席を設置し、開館以来、初めて館内のブラインドを透過性のあるロールスクリーンに取り替え、さらにAVブース及びキャレルデスク等を始めとしたレイアウト変更を行い、閲覧室全体の空間環境改善に取り組んだ。中央図書館では、個人キャレルデスクのLED照明化と2口コンセントの設置、地下2階の大型除湿機や地下1階から地上2階までの空調機器の一部を更新した。さらに両館共、館内全ての情報検索用PCの更新と入退館ゲートシステムをクラウド化した。平成31年度も引き続き、館内環境の一層の充実を図りながら、併行して図書館が提供するサービス内容の充実と向上を進め、図書館利用教育の実施とともに学生の自主学習等に資する利用者サービス向上のため快適な空間づくりを推進する。

(2) 利用者サービスの推進

① 時間外返却ブックポストの運用

平成29年度に中央及び日進の両図書館に新設した返却ポストの利用も定着し、定期的な延滞者への督促通知等の成果もあり、平成30年10月現在の資料の延滞冊数は589冊で、その前年の同時期の886冊と比べると、延滞資料をかなり減らすことができた。平成31年度も引き続き、延滞者への督促業務と併せ、貸出し資料の一層の回収率アップを目指す。

② レファレンス・サービスの拡充

平成29年度からの業務の一部委託化に伴い、レファレンス・サービスの利用は格段に向上した。平成30年9月末日時点での対応件数は2,785件で、平成29年度の1,806件/年、平成28年度の173件/年、と比較すると飛躍的に伸びている。平成31年度もサービスの質的向上に向け、利用者の主体的な学修のために、より信頼され気軽に相談できるレファレンス業務の充実を図る。

③ 国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の導入

平成31年度からは、新たに国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を大学図書館等の館内で利用できるサービスを導入する。これにより、国立国会図書館に行かなくてもデジタル化された資料は、本学内で入手可能になる。

④ AV資料の貸出促進

平成30年度に約2,000点余りのCDをリスト化し、館内で利用できるように貸出用のポータブル・プレーヤーも用意した。平成31年度は、さらにCDを装備して館外にも貸出ができるように進める。

⑤ 特殊資料のリスト整備

平成30年度にホームページ上に記載した学術雑誌一覧のような資料のリスト化は、所蔵されているものの種類や点数がわかりやすく、利便性の向上につながった。平成31年度はさらに、明治期～現在まで、縮刷版やマイクロ資料もある「新聞」についてのリスト化を進める。

(3) 書架狭隘化対策の具現化

平成30年度は、まず、中央図書館ブラウジングコーナーの書架の一部を新書用書架に増改修し、2階の机・椅子等のレイアウトを変更して文庫本の書架を増設した。平成29年度末の「椋山女学園大学図書館資料収集規準」の制定により、学内的なルール整備が進み、紀要類の書架スペースを空けることができた。平成31年度は複本の間引き、長期間にわたり利用されていないAV資料の整理、地下1階の保管庫等の書架スペースの確保等、対策内容の具現化と実用化を目指す。

(4) 学生ライブラリー・サポーター制度の推進

学生参加型の図書館利用促進事業であるライブラリー・サポーター制度について、外部書店で学生が蔵書を選ぶ「選書ツアー」、大学祭での「古本販売」、館内の「企画展示」、「フリーペーパー作成」、「スタンプラリーの企画」、「ビブリオバトルの運営補助」と各活動をグループ編成して実施してきた。平成30年度は、東海地区の24大学図書館等が参加した「学生協働フェスタ in 東海 2018」に積極的に参加し、日頃の活動内容を発表するプレゼンテーションやポスターセッションを行った。平成31年度はライブラリー・サポーターの成長につながるよう、その活動のより一層の充実と活性化を図る。

(5) 学術機関リポジトリの推進

学術論文、紀要論文、学位論文、各種報告書、教育資料、学協会誌をコンテンツとし、公開件数もこの1年間で約120件増え、総数1,199件となっている(平成30年10月現在)。平成31年度も引き続きコンテンツを増やし情報公開に努めるとともに、アクセスやダウンロード統計を集約し、定期的に教授会等に提示することで関心を高めていく。

(6) 地域社会との連携を推進

① 一般女性及び女子高校生等への図書館開放

一般女性への図書館開放について、平成30年10月末現在の有効期限内登録者数は54名(昨年同時期:55名)で、同年4月以降の新規登録件数は30名(昨年同時期:23名)であった。また、延べ貸出冊数は合計453冊(昨年同時期:458冊)となっている。平成31年度に向けては、特に近隣在住の一般女性の利用者増に努める。加えて、女子高校生への図書館開放について、これまで夏休み及び春休みの長期休業期間を中心とした期間であったが、対象を女子中学生及び女子高校生とし、7月及び1月の在学生の定期試験のある月を除く授業期においても開放できるように進める。

② 名古屋市図書館及び日進市図書館との連携

図書館間の地域連携については、名古屋市図書館及び日進市立図書館との連携協定に基づく相互利用を行っている。名古屋市図書館から専門図書館や大学図書館の所蔵資料も検索できる「まるはち横断検索」への参加も継続して行っている。平成30年度は上半期だけで計14件となり、平成29年度上半期の16件と比べるとわずかに減少したが、平成31年度も安定的な連携事業に努める。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報教育を推進する。

(1) 情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を必修化し、全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS(ティーチングスタッフ)の配置を強化している。平成23年度からはチューター(本学学部学生による支援)が全学に配置され、情報SA(情報 Student Assistant)と定め、その要項も整備

された。平成31年度は、引き続きSAの拡大展開と教育内容の見直しを行う。

- (2) 自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自主学習環境の整備について、ITパスポート試験の自主学習ソフトを導入するなど、学生の更なるスキルアップ向上を図ってきた。また、全学部を導入しているMOS試験のスペシャリスト（一般）を一部教室についてエキスパート（上級）にバージョンアップし、上位資格を目指す学生にも対応できるようにした。平成31年度は、自主学習環境の利用促進を図るとともに、支援体制をより一層強化する。
- (3) 情報系資格取得のための試験対策講座については、ITパスポート試験対策講座を継続実施する中で、試験対策用の自主学習ソフトを導入し、資格取得へのサポート体制を強化してきた。平成26年度からはITパスポート試験の上位試験である基本情報技術者試験に対する対策講座を行い、ITパスポート試験からのステップアップを図っている。平成28年度は新設された情報セキュリティマネジメント試験に対する対策講座を試行的に行った。平成29年度からは社会連携センターと連携し、受講生の維持・拡大を図った。平成30年度は、昨年度最小催行人数に満たなくて中止となった情報セキュリティマネジメント試験も開講し、資格取得へのサポート体制を強化した。平成31年度は、引き続き社会連携センターと連携し、受講生の拡大とともに各種資格試験の合格率向上を目指し、対策講座の充実を図る。

VII. 社会貢献・連携事業

1. 社会連携センター

本学では、以前から社会連携に関する活動を実施してきたが、活動は主に学内の各部署や教員等が個別に行うケースが多く、より組織的な取組へと深化することが求められていた。そこで、平成28年4月にこれまでの「エクステンションセンター」を「社会連携センター」に改組し、社会連携に関する活動を組織的に支援する体制を整えた。

社会連携センターでは、主に次の業務を行う。

- (1) 行政機関、産業界、NPO法人等（以下、「地域・社会」という。）との連携に係る総合窓口に関すること。
- (2) 地域・社会の諸活動に対する専門的な支援に関する企画、調整、実施及び検証に関すること。
- (3) 地域・社会の諸機関との共同研究及び受託研究の受入れ、調整に関すること。
- (4) 生涯学習事業に係る企画、広報及び実施に関すること。
- (5) 地域・社会との連携に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (6) その他地域・社会連携に関すること。

平成30年度は、昨年に引き続き各部署や教員等が個別に行う連携活動を尊重しつつ、社会連携センターが各活動に対する調整や協力等を行った。また、企業等からの連携依頼について学生や学部・研究室との調整を進めた。

平成31年度は、行動目標・行動計画に基づき、地域、社会の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）とのマッチングを図り、本学の社会連携に関する活動をより深化させていく。また、教員の社会連携に関する活動の情報収集を行い、適宜、学内外に発信する。

2. 地域連携

本学は、平成24年度に締結した日進市との包括連携協定により、「まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与するため」に幅広い分野で日進市との連携事業を展開している。また、平成25年度には人間関係学部にて「地域連携ユニット」、平成27年度には「東山総合公園との連携と協力に関する協定」、平成29年度には「農林水産省東海農政局と椙山女学園大学との連携に関する覚書」、「奈良県御杖村、スィーバトゥム大学との木造建築システムに関する合意」を締結するなど、大学と地域との連携を推進してきた。平成31年度は新たに、星が丘キャンパスが所在する「名古屋市千種区」との包括連携協定を締結する。

星が丘エリアでは星が丘テラスを運営する東山遊園株式会社と名古屋市との連携を進め、星が丘のまちづくりの一翼を担っていく。

日進市との連携では包括連携協定に基づき人間関係学部を中心に様々な分野で協力をしており、日進市市民に対する人間関係学部教員による連携講座を始めとして、平成25年6月に学部独自で「地域連携ユニット」を立ち上げ、全市

的に実施される行事についても、地域との協働関係構築に努めている。また、日進市が行う「こっしん市民まつり」、「こっしんわいわいフェスティバル」などにおいては、授業の一環として出展協力を行っている。平成31年度もこれらの活動を継続していく。その他、近接する中日青葉学園とは日進グラウンドの使用について、大学の施設開放の一環として無償貸与契約を交わしており、平成31年度においても契約を延長予定である。この学園は、児童養護施設として中日新聞社会福祉事業団が設置しており、教育職員免許や社会福祉資格受験資格に関して本学学生の実習受入れの他、臨床心理相談等を請け負っており、今後も協力関係を維持する予定である。

3. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

岡山オープンカレッジでは、本学の教育・研究活動を地域社会に還元すべく、生涯学習プログラムの「カレッジ独自講座」と資格検定対策を主とした各種支援プログラムの「キャリアアップ講座」を設けている。

平成30年度に引き続き、平成31年度も「カレッジ独自講座」及び「キャリアアップ講座」を設け、教養の涵養やキャリアアップを目的とした生涯学習の場を提供する。本学教員の持つ研究や専門性を活かした講座内容を検討し、地域の方々と大学とが共に考える場となるよう、開講を進めていく。

また、資格取得支援のため、秘書検定やTOEIC、マナー・プロトコール等の試験については、例年どおり学内を試験会場として申請し、団体受験を実施する他、要望が多い資格対策講座を引き続き提供していく。

平成30年度は、学内外の施設を利用して名古屋市、千種生涯学習センター、日進市、などの機関と連携講座等を実施し、延べ21件の講座を実施した。平成31年度も社会貢献、連携事業の充実を図る。

4. 高大接続

平成26年度から、協定校を毎年増やしてきたが、平成29年度には愛知県立愛知総合工科高等学校と、平成30年度には名古屋市立山田高等学校と協定を締結し、公立高校にも協定先を広げた。例年、大学見学や、入試説明会を実施している協定校においては、引き続き実施し、高校側が知りたい情報や、実施したい事業等の要望を聞きながら、新たな事業について、検討していく。また、まだ具体的な事業の実施まで至っていない協定校においては、高校訪問等においてコミュニケーションを図り、今後、どんな事業が可能かを探りながら、新たな事業を計画し、本学の情報を提供していく。

併設校との間では、定期的な高大連絡協議会の開催と共に、より一層のコミュニケーションを図るために、入学センターと高校側とが直接話し合う場を設けて、今後の方針、動き、変更等、お互いの情報を密に交換する。受験生のミスマッチを防ぐためにも、受験生だけでなく、保護者、高校教員に対しても、常に的確な情報提供を充実させる。

平成31年度は、新たに、高校生が本学の学生と同じ授業を受ける日を設定し、大学の通常の授業に高校生が参加してもらおう機会を設ける。

5. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、平成27年度から年間3,000件を超えていたが、平成30年（集計は1月～12月末）は延べ2,518件となった。

学部の所在地である日進市の教育委員会との連携事業としては、①日進市内の小中学校への臨床心理学・精神医学を専門とする教員による臨床心理学的観点からの巡回指導、②市内の小中学校に勤務する教員を対象とした担当する児童・生徒に関する教育指導面接及び市内の小中学校に在籍する保護者・児童の相談料2回分を無料（日進市が負担する）とする事業、③市内の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象とする「発達障害に関する保護者相談会」の開催である。この3つの事業は、平成31年度も継続予定である。

もう一つの連携先である中日新聞社会事業団・中日青葉学園とも引き続き、学園の入所児で心理的な治療が必要な児童に対する遊戯治療を臨床心理相談室にて行ったり、学園の行事のために本学のグラウンドを貸し出したり、職員とのコンサルテーション等を行っている。この事業も平成31年度も継続予定である。

学内外の機関とのコンサルテーション業務については、日進市内の小中学校や中日青葉学園以外の機関（例えば、名古屋市立小中学校や児童相談センター、療育センター等と連携したケース支援や幼稚園や保育園を訪問しての助言や支

援)や相談室の成人のクライアントに対して就労支援のために学内外の機関利用を勧め、それにカウンセラーが付き添うなどの相談室内での相談活動だけでなく支援内容がアウトリーチ的な支援に広がってきている。臨床心理相談室は、こうした地域社会のニーズの広がりにも、可能な限り対応していく。

また、愛知県臨床心理士会の事業である「東日本大震災に係る被災者への心理相談への対応」として当相談室も無料相談の窓口として引き続き登録を行っている。この事業も要請があれば平成31年度も継続する。

臨床心理相談室主催の教員や心理関係者・一般向けの講演会として、平成30年度は平成30年12月に福井県立大学の池田英二先生を招き、「青少年のインターネット依存」というテーマで講演会を開催した。相談室主催の講演会については講師やテーマは未定であるが、平成31年度も同様に開催予定である。

Ⅷ. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

平成29年度から、広報課と連動して入試課オリジナルダイレクトメールとして、マナビジョンエクスプレスを高校3年生対象に送付しており、新規受験者開拓及び受験者層のランクアップを目的として、平成30年度も年に2回送付を計画した。志願者から一定の効果がみられるため、平成31年度も、高ランク層へのセンター利用入試、プラスセンター型一般入試への出願促進のため実施する。

オープンキャンパスは年に4回実施しており、平成30年度も9,900名の来場者を迎えることができ、昨年度同様、最多来場者数を更新した。平成30年度は、保護者の参加が多くみられたため、保護者への情報提供及びアピールの重要性を再確認した。金城学院大学との同日開催も定着してきた。オープンキャンパスは、進路を決定する上で大きな影響を与えるため、保護者を含めて、本学への理解を深めていただき、大学として好印象を与え、今後の出願につながるよう、前回参加者のアンケート結果も反映して、企画内容を改善していく。

大学展や出張講義、高校訪問等の従来の広報活動業務も重要な業務であり、継続して実施していく他、個人的な大学見学の申込みも、積極的に受け入れていく。受験生のマッチングを第一に、高校や受験生が欲している情報提供を展開していく。本学の場合、約8割が地元出身であり、地元志向の地域であるが、長野、石川、富山、静岡等へも、情報の発信が滞ることのないように、高校訪問や大学展へ参加していく。また、在学生が母校訪問として出向き、そこで得てきた各高校の教員がもつ本学に対する疑問や問題点等も、重要な情報であり、そこで投げられた疑問には、内容に応じて、次の高校訪問時に答えることができるよう、問題点としても取りこぼしのないように留意して、正しい情報提供を行っていく。

上記のとおり戦略的に学生募集を行いつつ、適切な定員管理を行う。

2. 入試改革

平成33年度入試から、大学入試センター試験が大きく変わり、大学共通テストが開始されることに伴い、平成30年度は、平成33年度から一般入試Aプラスセンター型を廃止し、一般入試Aの実施方法を変更することを決定し、ホームページにて発表した。また、学校推薦型(公募制推薦、音楽実技特別推薦、指定校制推薦、併設校制推薦)においては、出願用の推薦書の様式を変更し、「学力の3要素」と関連付けての記載を必要とするほか、各入試区分においても、各学部、学科が、何を評価するか等、「学力の3要素」における重点ポイントの明確化について検討し、公表できるよう準備する。公表の際には他大学の状況を見ながら、公表時期を含めて検討を進め、今後、平成33年度入試からの変更点について、平成31年度初期にどこまで公開することができるかを具体的に詰めていく。公開に当たっては未確定な部分を精査し、それぞれについて平成32年度に新入試を実施する際に、システム、運営、合格発表までのあらゆる過程において、不備のないように準備を進める。

多面的、総合的評価により行われる入試の方法として、記述式問題を課すかどうかについては、作題担当者とともに、検討を重ねているが、実現までにはまだ問題点が多いため、継続してその方法を探っていく。英語の外部検定試験については、一般試験A等で評価に活用する。

近隣の他大学の状況についても、情報を得ながら、遅れることなく、平成31年度には、平成32年度入試と同時に、平成33年度入試についても、情報公開の準備を進めていく。

Ⅷ. 管理運営

1. 管理運営体制

本学では、これまで大学改革、教学マネジメント、社会連携等の大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決することを目的として、学長の下に「大学運営会議」を設置するとともに、各学部長の下に、学部における学士課程教育の更なる充実を目的として「教育内容検討会議」を設置するなど、教学面におけるマネジメント体制の構築を進めてきた。

大学運営会議では、策定した「椋山女学園大学中期計画」及び「改革アクションプラン」に基づき、学長のリーダーシップの下、教養教育の共通化・実質化、シラバスの充実、入学前教育（スクーリング）の実施、併設校以外の高校も含む連携、キャリア育成センターの充実等、様々な大学改革に取り組んでいる。また、各学部の教育内容検討会議では、シラバスの第三者チェック、カリキュラム改正、3つのポリシーの見直し、学部将来構想の検討等、教育内容の改善、充実に努めている。

さらに、平成29年度からは「椋山女学園大学中期計画第1期（平成26年～平成28年）」の検証に基づき「椋山女学園大学中期計画第2期（平成29年～平成31年）」を策定し、実行に移しており、引き続き「椋山女学園大学憲章」、「椋山女学園大学中期計画第2期」及び「改革アクションプラン」を軸として、PDCAサイクルに基づく大学改革をさらに加速させていく。

なお、平成31年度は、椋山女学園大学第2期中期計画の最終年にあたることから、平成32年度に向けて、椋山女学園大学の目指す10年後の姿（将来構想）を「中長期計画」として策定するため、平成30年7月から大学運営会議の下に教育職員・事務職員による中長期計画策定WGを設置し、検討を進めており、平成31年度には社会に向けて公表する予定である。

2. 自己点検・評価

本学では、自己点検・評価活動として毎年『大学年報』を刊行し、大学設置基準で規定されている7年に1回の第三者評価に備えてきた。平成25年度には、2回目となる大学基準協会の認証評価を受け、長所として特記すべき事項としてキャリア教育及び学生支援の組織的な取組について取り上げられた一方、4つの努力課題、1つの改善勧告の指摘があり、平成26年度中にこれらの指摘を検証し、その後指摘の解消に向けて対策を講じてきた。平成29年度は指摘事項の改善状況を記載する改善報告書を大学基準協会に提出した。

平成30年度に構築した、第三サイクルの認証評価における新たな大学評価システム及び点検・評価基準に対応する全学的な自己点検・評価体制のもとで、平成31年度は、検証に基づく積極的な改善・改革を行い、翌年の第三者評価に向けた「点検・評価報告書」を作成する（『大学年報』は刊行しない）。

4 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 平成31年度の基本方針

保育園から大学・大学院を有する女子総合学園の中学校・高等学校としての位置付けを明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学する生徒・保護者の期待に応えるための教育を推進する。

- (1) 次期学習指導要領に示される学力の向上を目指し、授業内容を工夫・充実させ、教育効果を検証する。
- (2) 時宜に応じて変容するカリキュラム上での選択科目の整備、及びそれに伴う学習評価基準の見直し・整備を図る。
- (3) 生徒が主体的に参加できる行事の企画・運営を行う。
- (4) 生徒が健全な学校生活を送るため、基本的な生活規律の確立を目指し日常的な指導を徹底する。
- (5) 生徒の自主性の育成を図るため、生徒会活動の指導を充実させる。
- (6) 学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の要望に応じた進路指導を行う。
- (7) 中・高生の心身の発達に留意し、椋山女学園食育推進センターと連携して食育教育を実践する。
- (8) 椋山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学校・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- (9) 椋山女学園大学国際交流センターと連携し、中学校・高等学校の豊かな国際交流プログラムを企画し、実施する。
- (10) 年々増加しつつある心の悩みを抱える生徒の実態把握と指導を充実する。
- (11) 中学校・高等学校別の「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、対応を協議する。
- (12) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重する中で、本校らしい部活動の活性化を図る。
- (13) 図書館を利用した椋山独自の多角的な学習活動を充実する。
- (14) 総合学園としての展望を持った生徒募集政策を策定する。
- (15) 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒が主体となる「調べ、まとめて、発表する」授業形態を工夫する。
- (2) 授業や課題等において、家庭学習の重要性の認識を促す工夫を行う。
- (3) 学力実態分析を基に遅進者に対する指導を常に見直し、指導方法を充実させる。また、それ以外の生徒たちには学習意欲を喚起しながら定着度に応じた指導を推進する。
- (4) 望ましい学習態度、学習習慣を育成し、定着させる。

2. 学習環境の充実とシラバスの作成

- (1) 中学校の道徳教科化に伴い、より効果的なシラバスを作成する。
- (2) 総合学習の在り方を常に検討するとともに、今求められる学力の定着を目指し各科目の更なる充実を図る。
- (3) 平成30年度の各教科指導の反省に基づき、より効果的なシラバスを作成する。
- (4) 時代の求めに応じ改善を続ける中・高のカリキュラムを有効なものとするべく、授業環境・人的配置を含めたシラバス内容の効果的な実践に努める。

3. 教員の指導力の向上

- (1) 教科会での研修報告や公開授業、職員研修会等を通して、教師としての指導力を向上させる。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習、実体験、まとめの発表等の学習を通して、「人間になろう」を追究する。

- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。
- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞の機会を設け、情操を育成する。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、オーストラリアの姉妹校ルルド・ヒル・カレッジとの連携を継続する。平成30年度に実施したカナダ・トロントにおける語学研修、台湾への異文化交流の総括をもとに、それらの継続に向けて検討を重ねる。また、安全を十分考慮した上での他地域への語学研修についても、その実施に向けて検討を継続する。
- (5) メディア・センターとしての図書館を利用した探究的な学習や読書活動を推進する。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の自主性を高める場として、ホームルーム活動及び部活動を位置付ける。
- (2) 生徒会活動を充実、発展させる。
- (3) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重しつつ、部活動の充実・活性化を推進する。

2. 生活規律の確立

- (1) 身だしなみ・挨拶・マナー・遅刻者指導等により、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 問題行動への対応と防止を図る。
- (3) hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等を活用し、不登校やいじめの防止に努めるとともに、問題が発生又は予見される場合には、スクールカウンセラー、家庭、必要に応じて関係機関等と連携して対応する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 生徒進路決定のサポート

- (1) 高校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際し、きめ細かい指導（適性検査、校内模試等）を行う。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に大学・各学部教員による学部説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験することで、より明確な学部選択ができるよう指導する。なお、高校2年次での併設大学との高・大連携行事については、その内容の見直しも含めて高大連絡協議会にてより充実した実施内容を検討する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定に向けて指導する。
- (3) 同一学園内の併設校同士として、進学指導の面で更なる連携の形を模索する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

- (1) 他大学への進学希望者に対しては、他大学へ進学した卒業生との懇談会の設定を始め、外部進路情報の提供を綿密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

- (1) 併設の高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対して、適切な指導を行う。また、併設大学と連携し、生徒の進路意識を醸成し、同時に保護者に情報提供するための方策を検討する。

V. キャリア教育

1. 進路指導と併せたキャリア意識の涵養

本校では、ほとんどの生徒が大学等への進学を希望するため、大学卒業後のキャリア形成を念頭に置いて、進路指導と併せて、早期から職業やキャリアについて考える機会を提供している。平成31年度も中学校、高等学校の学習内容と将来の職業分野との関連を考察させるべく、以下の取組を実施する。

(1) 職業適性・学問適性診断（R-CAP）の実施

職業調べの取り掛かりとして、高校1年生全員を対象に実施し、将来を見据えた学習意識の向上を目指す。

(2) キャリアセミナーの実施

相山女学園大学のキャリア育成センターとの連携のもと、毎年高校2年生全員を対象に、様々な分野で活躍する卒業生を招いたキャリアセミナーを実施している。平成31年度も引き続き実施する。

(3) ライフプランニング講座の実施

生徒たち自身の人生と社会・家族との関わりを見つめる機会として、高校3年生全員を対象に、ライフプランナーである外部講師による講座を実施する。

(4) 幼稚園体験・看護師体験

外部からの機会提供に即応し、高校全学年の希望者を対象に実施している。例年、多数の参加希望者がいるため、平成31年度も積極的に対応する。

(5) インターンシップ

平成29年度から委託業者のコーディネートのもと、高校1年生を対象にインターンシップを実施している。これまでの反省をもとに、平成31年度も実施予定である。

(6) 覚王山フィールドワーク

毎年、中学1年生全員を対象に、本校が所在する覚王山地域のフィールドワークを実施している。身近な地域の大学や商店、歴史的な箇所を訪ねることで地域社会と自分自身のつながりを意識する取組として、平成31年度も実施する。さらに、中学生向けのキャリア教育の在り方を検討していく。

VI. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネット犯罪に巻き込まれないようその危険性を周知徹底し、適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知を徹底する。
- (2) 保護者と連携し、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。

VII. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 定期健康診断を実施する。
- (2) 環境測定（温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量、騒音、照度等の測定）を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) 平成30年度に増員配置したカウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り、指導をより充

実させる。

VIII. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 全教員参加の研修会を時期、回数にとらわれず、実施する。
- (2) 校外の各種研修会への参加を推進する。(全国私学研究集会、中部私学研究集会、私学協会経験者研修会 等)
- (3) 研修補助費等を活用し、教職員の研修を支援する (ICT 機器の活用 等)。
- (4) 新任教職員への研修を実施する。

IX. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会、学年企画等を実施する。
- (4) メール配信システムを利用し保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路や地下鉄のホーム等でのマナー指導を徹底する。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。
- (4) 全校生徒による地域清掃活動を実施する。

X. 施設・設備

1. 特別教室等の有効活用

- (1) 生徒の自主学習のため、コンピュータ室を定期的に開放する。
- (2) 講義室や空き教室等を有効活用する。

2. 各種施設・設備の有効活用

- (1) 普通教室の新しくなったプロジェクターを活用し、効果的なアクティブラーニングやプレゼンテーションを行う。
- (2) ICT 機器を含む視聴覚機器の効果的な活用方法を検討する。
- (3) 図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

3. 各種処理ソフトウェアの充実

- (1) 成績処理システムの有効活用、バージョンアップ等の環境整備を行い、より安定した成績処理、学籍管理システムを模索する。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。

-
- (2) 調べ学習の授業や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
 - (3) 身近な図書館としてレファレンス・サービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 生徒も主体的に関わる魅力的な選書活動と配架の充実により、生徒の読書活動を推進する。また、図書の更新の方針を立てて適宜実施する。
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
- (4) 「相中・相高100冊の本」により読書活動を推進する。

3. ホームページによる蔵書検索の充実

- (1) 生徒とその保護者、卒業生等が利用できる蔵書検索ページを利用して、貸出を促進する。

XII. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携し、学校案内パンフレットやホームページ等を充実させ、より効果的な広報活動を行う。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

- (1) 学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策に活かす。入試の実施形態については常に時代に即した在り方を模索していく。高校一般入試については、平成31年度入試から導入した5教科実施並びに一部マークシート方式の解答形式を、より質の高いものにしていく。また、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画を立てる。

3. 各種企画の充実

- (1) オープンスクール・学校説明会・入試体験（中学校）・入試説明会（高等学校）の充実を図る。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 平成31年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と未来志向の視点のもとに以下のような学校改革及び改善を図る。

- (1) 次のような児童を育成するための教育課程、学習方法の開発
 - ・ より良い社会を形成することを目指し、リーダー性を持って協働的に行動する児童
 - ・ 情報を主体的に取捨選択し、論理的に考え、判断し、行動する児童
- (2) 児童とのふれあいを大切にされた学校運営体制の充実
- (3) 教育課程の充実・改善を図るための学校評価活動の充実

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」のもとに、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を行うことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 「人間になろう」の観点から小学校校訓「強く、明るく、美しく」を具体化し、一人一人の個性を尊重し、知・徳・体の調和のとれた心身を育む。
 - ① 「強く」

自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながらたくましく生き抜く力を培う。
 - ② 「明るく」

深く考え、自ら学ぶ態度と基礎・基本の学力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張を図る。
 - ③ 「美しく」

礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (3) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切にし、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (4) 「毎日英語」(英語を少人数で毎日実施する)と、宿泊研修に英語を使う活動を取り入れることにより、世界共通言語としての英語によるコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性豊かな資質と態度の形成を図る。
- (5) 女子のみでの教育活動の利点を活かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。
- (6) 一部専科制を取り入れ、専門性を活かした指導の充実と中学校・高等学校や大学との連携を図る。
- (7) 新しい時代に向けて社会の要請する取組として設置した梶山女学園アフタースクールでは、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。

3. 教育活動

- (1) 学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、「生きる力」の深化と定着に努める。
- (2) 全教科等において指導法の改善を図り、学力の向上とともに、児童が自ら学ぶ意欲を高める。
- (3) 専任講師による英語学習を1年生から毎日、少人数編成で実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際理解や国際交流の深化を目指す。

- (4) 学年ごとにねらいを明確にし、教材等の学習と関連付けた校外学習を実施する（3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 イングリッシュキャンプ、6年生 大泉高原の生活・修学旅行等）。
- (5) 書初コンクール、図工作品の展示、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入、プログラミング教育の実施等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の個性の伸張を図る。さらに学校全体で日本文化への関心を高め、国際的な交流の場における日本や本校のアピールとしても役立てる。
- (6) 同学年のみならず、異学年間の学びの場を多く設定し、協働的に学ぶ力やリーダー性の育成を図る。
- (7) グローバルなコミュニケーション能力を高めるため、5・6年生希望者対象の語学研修を実施する。研修先において、現地での国際交流活動を実施する。「毎日英語」での学習を活かし、英語を使う活動や場を設けるなど、学年を越えた子どもたちの学習の充実を図る。
- (8) 情報を活用し、発信する能力、論理的に考える力を養うため、「総合的な学習の時間」と各教科等の時間を関連させ、ICT教育、プログラミング教育を行う。3～6年生は1人1台のiPad（タブレット型端末）を利用し、より主体的、実践的に活動が図られるようにする。
- (9) 大学と連携したビオトープの再整備、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。また、椋山人間学研究センターのプロジェクト活動に主体的に参加し、研究実践の深化を図る。
- (10) 国際理解教育、環境教育、人権教育、食育等を相互に関連させるとともに、今まで支援交流してきたブルキナファソ、タンザニア等大陸を越えた交流活動を実践する。
- (11) 食育を通して、「健康を守り育てる」、「豊かな心を育む」、「環境にやさしい」をキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、小学校と椋山女学園食育推進センター、PTA、業者が連携して、安全で安心な給食を実施する。
- (12) 「朝読書タイム」を設け、学校司書と連携した読書指導を行い、豊かな人間性を養う。
- (13) 椋山女学園アフタースクールの活動内容として、全校児童を対象に次の3つの取組を実施する。
第1の取組は、放課後児童健全育成としての「学童クラブ」である。多様化する家庭の在り方に対応するもので、放課後や長期休業期間に児童を学童クラブで預かり、家庭に代わる安全で安心な居場所を提供する活動である。第2の取組は、「クリプトメリアンセミナー」である。伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、椋山女学園の教育理念である「人間になろう」の具現を図るものである。第3の取組は、「スペシャルプログラム」である。長期休業期間を中心に、地域、企業、中学校・高等学校、大学等と連携したプログラムを実施する。企業による出張授業、専門講師による講習、中学校・高等学校生徒による部活動体験、大学教員による授業等の体験プログラムを行う。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化するとともに、hyper-QU（学校生活における児童の意欲や満足度等を測定するアンケート）の活用を図り、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動を充実させる。また、併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操を育成する。
- (4) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (5) 「早寝、早起き、朝ご飯」等児童の基本的な生活習慣の浸透を保護者の理解と協力を得ながら推進する。
- (6) 規則を守ってけじめのある生活をし、誇りを持って行動できる子どもを育成する。
- (7) 生活指導目標と、朝礼の校長講話、道徳の授業との連携を図り、基本的な生活態度を全校で指導し、定着させる。
- (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々の協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。
- (9) 情報教育を通し、ネット社会の利便性と危険性を理解させる。

IV. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 児童会を中心とした「相ニコグッズ」の制作、販売を通じたブルキナファソ支援活動等を通して、現代社会を生きるうえで必要な資質・能力となるシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。

V. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」等の規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、登下校メール配信システム「ミマモルメ」を活用する。通学路の安全を確保し、安全教室等を実施し児童の登下校の防犯意識を高める。校内の安全点検に努める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を高める研修会を警察署や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について教職員に周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように保健室の充実と保健関係の広報活動を行う。

VII. 組織運営

- (1) 機能的で連携の取りやすい運営組織となるよう校務分掌の不断の改善を図る。
- (2) 広報活動を学園と一体になってさらに強化していく。ホームページでは「相小ダイアリー」の閲覧が多いため、記事と写真の公開を素早く日常的に行う。加えて動画の公開にも力を入れ、ホームページの更なる充実を図る。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切に対応する。

VIII. 職員研修

- (1) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって学校づくりに当たる。また、教職員研修を充実し、一人一人の自己開発力を高め教職員の質の更なる向上を図る。
- (2) 私立学校教職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。
- (3) 教員の人材育成、能力開発の観点から、教員のライフステージに沿った研修目標の設定と研修を実施する。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (4) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成など主体的な研究活動の実施、外部の専門家の招へい、積極的な研修会の参加など研修活動を活性化する。
- (5) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から校外での研修や研究活動への参加を推奨する。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、計画—実行—評価の視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 第3学期に、全教職員で学校評価を行い、次年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を学校改善に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 保護者会と個人懇談会を定期的に行い、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、保護者・教師間の意思の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡を密にとることに留意し、相談事にも親身になって応える。
- (3) PTAを学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、共に学校改革を推進する。PTAメンバーの主体的な参加の「相小パパの会」「図書ボランティア」等の活動とも連携を強化していく。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ①地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し、参加する。
 - ②児童の登下校時や地下鉄・バス利用時の態度・マナーの向上を図る。

XI. 施設・設備

- (1) 校舎や新しい施設・設備を最大限に活かし、教育活動の改革を進める。
- (2) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 学校内の展示や整理整頓等を工夫する。
- (4) 全教職員が、校内の整備への意識を高め、児童の学習への仕掛けとなるよう空間構成に工夫を凝らし、豊かな校内環境を創出する。

XII. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実に努める。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアを通じて社会に情報を発信する。
- (3) 幼稚園、保育園等の訪問等を実施し、幼稚園、保育園とのつながりを強化していく。
- (4) 入試時期や入試方法については、検証しながら改善を進める。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にホームページ等で行う。また、転勤や海外赴任の多い企業やそれらの日本の窓口となる海外子女教育振興財団の作成する「学校便覧」に情報掲載を継続していく。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 平成31年度の基本方針

平成31年度も、本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、75年余りに及ぶ創立以来の伝統を継承しつつ、新たな時代を見据えた幼稚園として、以下に示す教育方針に沿って充実した幼児教育を行っていく。

- ① 健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる。）
- ② 自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる。）
- ③ 人間関係力（友達を大切に、協力して行動できる子どもに育てる。）
- ④ 道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

園舎の環境を活かし、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である「遊び」が存分に展開され、豊かで実り多い経験を重ねることのできる幼稚園教育をさらに推進していく。また、幼稚園教育要領の改訂を踏まえて、新しい教育要領に示されている「幼稚園教育で育みたい資質・能力」を培うことができる教育を実現していく。さらに小学校教育との円滑な接続を図る。

また、学年や学級を超えて交流する機会を提供するとともに、保護者の多様なライフスタイルにも対応すべく、預かり保育を拡充している。平成30年度から取り入れている会員制を継続し、平成31年度は更なる内容の充実を目指す。

大学附属保育園、大学附属梶山こども園とは、互いに連携を取りながら同じ教育目標の下で教育を進めていく。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達とのかかわり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達とのつながりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かすことの楽しさを知り、進んで運動する。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持ち、進んで運動することを楽しみ、友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組むことで満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、いろいろな種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身につけ、健康と食べ物との関係について関心を持ち、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べ物を残さず食べる。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。
- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身につける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
- ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、かかわりを楽しむ。
- ③年長の目標 身近な人とのかかわりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、身近な物や資源を大切にします。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。また、絵本や物語に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。友達との会話を楽しむ。
- ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
- ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動

教師や友達と一緒に歌やリズム等の表現遊びを楽しむ。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。ごっこ遊びを楽しむ。
- ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏したり、役になりきったりすることを楽しむ。イメージを膨らませて表現することを楽しむ。
- ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 制作

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知り、決まりを守って使う。
- ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、素材や用具を目的に合わせて使う。
- ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友達とイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を活かして使う。

III. 安全管理・保健管理

- (1) 安全計画・危機管理マニュアルを毎年見直し、改善を図る。
- (2) 年間に地震3回、火災2回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、職員、警察にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。

く。

- (6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月、最初の日を安全点検の日とし、点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、掲示中の「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所についての共通認識を深めるようにする他、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については『相山・幼稚園の教育』等で入園当初から対応を伝える他、訓練実施の都度、協力を要請する。また、保護者向けに防災教室を行う。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室で適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中に担任が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は、医師の診断書に基づき、保護者、園、給食業者の三者で面談の上決定する。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に依頼して実施する。
- (14) 保健だよりを発行し、保護者に子どもの健康管理についてのポイントを知らせる。
- (15) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、関連諸機関と連携する。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に配付し、年間の流れが分かるようにするとともに、月ごとにも詳しい日程を配付する。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（月1回）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を多く実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 父母のボランティアにより、「えほんのへや（図書室）」での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) ホームページにて、日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝える。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡やアンケート、預かり保育の受け付け、欠席連絡の受け付け等を行う。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域の方々へも参加を呼びかける。
- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育て情報を発信する。
- (5) 「えほんのへや」を土曜日、夏季休業中に地域に開放し、貸出しや絵本の読み聞かせを行う。

- (6) 子育て相談について広報し、相談事業を行う。
- (7) 園内見学希望者には随時対応する。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任の他、園長、教頭がいつでも受入れ可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取得して対応する。

VII. 組織運営

- (1) 服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

- (1) 園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。

2. 園内研修

- (1) 毎日学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に活かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年ごとの実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、教員の日々の教育実践記録の実践例を紹介し、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 共通の園内研修課題を決め、それに基づき研究又は研修を行う。その成果について全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設・設備

- (1) 保育室や園庭、遊具の点検を毎月全職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を年間2回実施する。

X. 特別支援・連携

平成31年度も、次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設けたり、また、関係機関との連携を行うことによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受入れ、併設大学教育学部の実習生の受入れ
- (2) 併設中学校の生徒の自作のエプロンシアターを携えての訪問の受入れ
- (3) 近隣中学校の職業体験の受入れ
- (4) 県内高等学校の職業体験の受入れ
- (5) 消防署への訪問
- (6) 警察署員・交通指導員による交通安全教室等の実施
- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室
- (8) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園等の実施
- (9) 年少児・年中児対象の交流会実施等の併設小学校との連携、学校探検及び年長児と小学校1年生との交流会等の学区内にある名古屋市立田代小学校との連携
- (10) 保育時間中に園児が怪我をした場合に処置をしてもらうなど、近くの医療機関との連携や療育センター等の福

社施設との連携

X I. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

(1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、ホームページを充実させ、教育活動を常時発信する。

2. 見学者の受入れ

(1) 保護者は園を選択するにあたって園見学を重視するため、随時見学者を受け入れ、対応する。

3. 説明会の実施

(1) 入園希望者向け説明会において、映像を活用して園生活の様子や教育方針等の理解を図る。

(2) 説明会後に個別相談の時間を設けて、個々の質問に答え、きめ細かい対応をする。

(3) 預かり保育の内容について、十分に説明をし、理解を図る。